

平成27年度業務実績等報告書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

様式 3-1-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	
評価対象事業年度	年度評価	平成27年度
	主務省令期間	5年

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
<p>独立行政法人農林水産消費安全技術センター業務方法書（平成13年4月2日付け農林水産省指令13総合第1号制定認可）第96条の規定に基づき定めた「事業計画の策定及び評価に関する規程」（平成27年4月1日付け26消技第3714号）第3条の規定に基づき取りまとめた業務の実績から役員会において自己評価を行った。</p>

4. その他評価に関する重要事項

様式3-1-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	B：事業計画における所期の目標を達成している。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		B				
評定に至った理由	項目別評定は20項目のうち、Bが18項目、Cが1項目、評価の対象外が1項目となっており、また法人全体の信用を失墜させる事象もなかったため、農林水産省の評価基準に基づきBとした。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	肥料及び土壌改良資材関係業務、農薬関係業務、飼料及び飼料添加物関係業務、食品表示の監視に関する業務、農林水産物等の品質の適正化に関する業務、食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務、その他の業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ的確に業務を遂行することができたことから、計画のとおり順調な組織運営を行っているとして評価した。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式3-1-3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 項目別評価総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別調 書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
肥料及び土壌改良資材関係業務	B					第1-1-(1)	P4
農薬関係業務	B					第1-1-(2)	P14
飼料及び飼料添加物関係業務	B					第1-1-(3)	P22
食品表示の監視に関する業務	B					第1-2-(1)	P35
農林水産物等の品質の適正化に関する業務	B					第1-2-(2)	P42
食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	B					第1-3	P49
その他の業務	B					第1-4	P54

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別調 書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の改善	B					第2-1	P64
業務運営コストの縮減	B					第2-2	P66
人件費の削減等	B					第2-3	P68
調達等合理化の取組	B					第2-4	P70
III. 財務内容の改善に関する事項							
保有資産の見直し等	B					第3-1	P73
自己収入の確保	C					第3-2	P75
予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B					第3-3	P77
短期借入金の限度額	—					第3-4	P79
IV. その他の事項							
職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	B					第4-1	P80
内部統制の充実・強化	B					第4-2	P83
情報セキュリティ対策の推進	B					第4-3	P90
施設及び設備に関する計画	B					第4-4	P93
積立金の処分に関する事項	B					第4-5	P95

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(1)	肥料及び土壌改良資材関係業務		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第10条第1項第7号、第2項第3号及び第7号 肥料取締法（昭和25年法律第127号） 地力増進法（昭和59年法律第34号）
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報				②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）			
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	100% (1/1)				
② 登録関係業務	20業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）	100% (1,268/1,268)				
③ 肥料の立入検査等業務	36業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）	100% (521/521)				
④ 土壌改良資材の立入検査業務（VA菌根菌以外）	30業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）	100% (31/31)				
④ 土壌改良資材の立入検査業務（VA菌根菌）	65業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）	実績なし				
⑤ 牛海綿状脳症のまん延防止関係業務（大臣確認指示）	処理率	100%（報告件数／大臣確認指示件数）	100% (21/21)				
⑤ 牛海綿状脳症のまん延防止関係業務（理事長確認申請受付）	処理率	100%（処理件数／理事長確認申請受付件数）	100% (32/32)				
⑥ア その他肥料の安全確保等に関する業務（汚泥肥料中の重金属手引書）	周知率	100%（周知件数／汚泥肥料新規登録業者数）	100% (23/23)				
⑥イ その他肥料の安全確保等に関する業務（仮登録調査）	実施率	100%（報告件数／調査指示件数）	実績なし				
				予算額（千円） 506,275 決算額（千円） 512,469 経常費用（千円） 646,988 経常利益（千円） 1,788 行政サービス実施コスト（千円） 722,441 従事人員数 64			

⑥イ その他肥料の安全確保等に関する業務（公定規格改正申出対応）	実施率	100%（対応件数/申出受理件数）	実績なし					
⑥ウ その他肥料の安全確保等に関する業務（汚泥肥料中の放射性セシウム測定）	実施率	100%（測定件数/該当汚泥肥料採取件数）	100%（81/81）					
⑦ 調査研究業務（目標課題）	実施率	100%（実施課題数/8課題）	138%（11/8）					
⑦ 調査研究業務（外部評価）	外部評価の実施	—	外部有識者を含めた委員会1回開催					

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
					評価
	<p><主な定量的指標></p> <p>○ 肥料関係業務の実施</p> <p>項目別評価（以下「中項目の評価」という。）は、中項目の評価よりさらに細分化した小項目（◇）別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により小項目の評価結果を点数化した上で、中項目については、A、B、C、Dの下記により4段階の標語により行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。</p> <p>ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる場合にはS評価とすることができる。</p> <p>A：基準点×12/10 ≤ 各小項目の合計点 B：基準点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 < 基準点×12/10 C：基準点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 基準点×9/10 D：各小項目の合計点 < 基準点×5/10点</p> <p>※ 「基準点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。 （中項目の評価にあたっては以下同様。）</p>		<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠：◇小項目1（項目）×3点（A）+小項目9（項目）×2点（B）=21点</p> <p>B：基準点（20）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（21）<基準点（20）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>		

<p>(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務</p> <p>肥料関係業務について、肥料取締法に基づき、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保し、農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資するため、以下のとおり肥料の検査等業務を行う。</p> <p>また、土壌改良資材関係業務について、地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づき、農業生産力の増進と農業経営の安定を図るため、以下のとおり土壌改良資材の検査等業務を行う。</p>	<p>(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務</p>			
<p>① 農林水産省からの緊急要請業務農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急要請業務</p> <p>農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100%（報告件数/要請件数）</p> <p>S：法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対年度目標値の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）</p> <p>A：法人の活動により事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 農林水産省からの緊急要請に従い次の業務を実施した。</p> <p>【実施率100%(1/1)】</p> <p>農林水産省が特別栽培農産物の認証の可否を判断するためのものとしてFAMICに依頼した尿素が使用された特殊肥料（堆肥）中の尿素性窒素等の分析（17点）を実施し、速やかに農林水産省に報告した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：農林水産省からの要請に対する報告の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

		<p>認められる（定量的指標においては対年度目標値の120%以上）</p> <p>B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対年度目標値の100%以上120%未満）</p> <p>C：事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満）</p> <p>D：事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対年度目標値の80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合）</p> <p>（（主な定量的指標）として定量的に指標が定められている小項目の評定にあたっては以下同様。）</p>		
② 登録関係業務 肥料取締法第7条第1項の規定に基づく肥料の	② 登録関係業務 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内（20業務日以内）の処理</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 登録等申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い1,268件実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：標準処理期間内の</p>

<p>登録申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）で指摘された負担軽減対策及び登録手数料の見直しについて、負担軽減対策に応じた調査方法の検討及び手数料改定に必要な登録調査に要する時間等の実態把握を行う。</p>	<p>条第1項の規定に基づく肥料の登録等申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため「肥料登録システム」を活用し、速やかに調査を行う。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）で指摘された負担軽減対策及び手数料の見直しに資するため、負担軽減対策に応じた調査方法の検討及び手数料改定に必要な登録調査に要する時間等を調査し、農林水産省に報告する。</p>	<p>率：100%（標準処理期間内報告件数／調査指示件数）</p>	<p>調査の実施においては、「肥料登録システム」上の業者氏名及び住所、生産事業場の名称及び住所等の基本データを活用し報告業務の効率化を行い、全て20業務日以内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>【処理率100%(1,268/1,268)】</p> <p>また、登録手数料の見直しについて、負担軽減対策に応じた調査方法の検討及び手数料改定に必要な登録調査に要する時間等を調査し、農林水産省に報告した。</p>	<p>処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>③ 肥料の立入検査等業務</p> <p>肥料取締法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>③ 肥料の立入検査等業務</p> <p>肥料取締法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査等の結果を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告するため、取去品の分析・鑑定に当たっては、業務の進行管理を適切に行う。</p> <p>また、立入検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、改善を要する事項が認められた場合は技術的助言を行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内（36業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 肥料取締法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、521件を適正に実施した。</p> <p>立入検査の分析・鑑定に当たっては、(ア)人畜に有害な成分（ヒ素、カドミウム、水銀及び鉛）、(イ)その他の有害成分（ニッケル、クロム等）、(ウ)その他の成分（窒素、りん酸等）の優先順位で試験を行うなど業務の進行管理を適切に行い、全ての結果を36業務日以内に農林水産大臣に報告した。（表1-1-(1)-1参照）</p> <p>【処理率100%(521/521)】</p> <p>また、検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、原料の記載不適正、保証成分量不足、有害成分の基準値超過等の改善を要する事項が認められた事業場に対して、技術的助言を行った。</p> <p>昨年11月に疑義情報に基づく立入検査を実施したところ、製造設計書の内容と異なる製造指示書に基づき肥料を生産していたり、過去の立入検査において登</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

			録内容と異なる生産を行っている肥料を在庫リストから除外していた事案を確認した。こうした巧妙かつ悪質な違反事案には従来の計画的な立入検査では対応出来なかったことから、肥料立入検査関係規程の見直しを行い、生産工程に踏み込んだ検査や検査職員自ら製品の在庫を確認しながら検査対象肥料を選定することを疑義情報に基づく立入検査だけでなく計画的な立入検査で実施することとし、立入検査の適正化を図った。	
④ 土壌改良資材の立入検査業務 地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後30業務日以内（試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内）に農林水産大臣に報告する。検査等業務の適正な執行に必要不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壌改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小量に限り入手し、試験する。	④ 土壌改良資材の立入検査業務 地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、適正に実施するとともに、集中的な集取品の試験等により迅速化を図り、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内（試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内）に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。検査等業務の適正な執行に必要不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壌改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小限に限り入手し、試験する。 また、立入検査の結果を速やかに被検査者に通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた場合には技術的助言を行う。	<主な定量的指標> ◇ 標準処理期間内（30業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数（VA菌根菌以外）／立入検査件数（VA菌根菌以外））	<主要な業務実績> ④ 地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、法令遵守状況の確認等を適正に31件実施し、集取品19件の試験については、月ごとに集中して本部で試験を実施し、検査項目に応じてまとめて分析することにより迅速化を図るとともに、業務の進行管理を適切に実施することにより、全ての検査結果を30業務日以内に農林水産大臣に報告した。また、立入検査の結果を速やかに被検査者に通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた被検査者（8件）に対して技術的助言を行った。 【処理率100%（31/31）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。
		<主な定量的指標> ◇ 標準処理期間内（65業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数（VA菌根菌）／立入検査件数（VA菌根菌））	<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。 【処理率-%（0/0）】	<評定と根拠> 評定：- 根拠：実績がないため評価せず。
⑤ 牛海綿状脳症のまん延防	⑤ 牛海綿状脳症のまん延防	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>

<p>止関係業務</p> <p>牛海綿状脳症のまん延を防止するため、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」(平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知)及び「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものと認められた製造事業場を公表する。</p>	<p>止関係業務</p> <p>牛海綿状脳症のまん延を防止するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」(平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、牛の部位を原料とする肥料について、脊柱等が混合しないこと等に関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査及び報告を実施する。その報告をもとに農林水産大臣が製造基準に適合すると認め確認書を交付した場合にあっては、その交付状況を公表する。</p> <p>イ 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、肥料用の肉骨粉等の家畜飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものと認められた製造事業場を公表する。</p>	<p>◇ 処理率：100% (報告件数/大臣確認指示件数)</p> <p><主な定量的指標></p> <p>◇ 処理率：100% (処理件数/理事長確認申請受付件数)</p>	<p>⑤ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、次の取組を実施した。</p> <p>ア 牛の部位を原料とする肥料について、脊柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があった製造事業場(21事業場)については、全て製造基準適合確認検査を実施し、検査結果の概要に適否を付して農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣からの確認書の交付状況をホームページで公表した。</p> <p>【処理率100%(21/21)】</p> <p><主要な業務実績></p> <p>イ 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造事業場(32事業場)に対して製造基準適合確認検査を実施し、その結果、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場をホームページで公表した。</p> <p>【処理率100%(32/32)】</p>	<p>評定：B</p> <p>根拠：大臣確認指示に対する報告の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：理事長確認申請に対する処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>⑥ その他肥料の安全確保等</p>	<p>⑥ その他肥料の安全確保等</p>	<p><主な定量的指標></p>	<p><主要な業務実績></p>	<p><評定と根拠></p>	

<p>に関する業務 ア 安全な肥料を生産するため農林水産省と連携しつつ、汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」（平成22年8月農林水産省公表（平成27年3月改正））について、新たに登録を受ける汚泥肥料生産業者へ内容を周知する。</p>	<p>に関する業務 ア 安全な肥料を生産するため農林水産省と連携しつつ、汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」（平成22年8月農林水産省公表（平成27年3月改正））について、登録申請手続きの説明等とともに、新たに登録を受ける生産業者へ内容を周知する。</p>	<p>◇ 汚泥肥料新規登録業者への周知率：100%（周知件数／汚泥肥料新規登録業者数）</p>	<p>⑥ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行った。 ア「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を普及させるため、新たに汚泥肥料の登録申請を行った業者（23件）に対して、内容の周知を行った。 【実施率100%（23/23）】 また、汚泥肥料生産事業場の立入検査（320件）時に、品質管理等の普及・指導を行ったり、新たに肥料登録を受けた汚泥肥料生産業者を対象とした講習会をFAMIC本部（さいたま市）及び神戸センターで開催し（参加21業者）手引書の内容周知を行った。</p>	<p>評定：B 根拠：汚泥肥料新規登録業者への周知率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>イ 公定規格の改正に資するため、農林水産省と連携しつつ、仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」（平成26年3月農林水産省消費・安全局農産安全管理課、独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部公表）に基づき対応する。</p>	<p>イ 公定規格の改正に資するため、農林水産省と連携しつつ、仮登録や公定規格改正の申出に対しては、次の取組を行う。 (7) 「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」（平成26年3月農林水産省消費・安全局農産安全管理課、独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部公表）に基づき調査を実施するとともに、外部の有識者から意見を聴いた上で報告のとりまとめを行い農林水産省へ報告する。 (イ) 必要に応じ、仮登録申請業者や公定規格改正の申出業者に対し、手順等の説明を行う。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 仮登録調査実施率：100%（報告件数／調査指示件数）</p>	<p><主要な業務実績> イ 次のとおり該当する事案はなかった。 (7) 仮登録について該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。</p>
<p>イ 公定規格の改正に資するため、農林水産省と連携しつつ、仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」（平成26年3月農林水産省消費・安全局農産安全管理課、独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部公表）に基づき対応する。</p>	<p>イ 公定規格の改正に資するため、農林水産省と連携しつつ、仮登録や公定規格改正の申出に対しては、次の取組を行う。 (7) 「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」（平成26年3月農林水産省消費・安全局農産安全管理課、独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部公表）に基づき調査を実施するとともに、外部の有識者から意見を聴いた上で報告のとりまとめを行い農林水産省へ報告する。 (イ) 必要に応じ、仮登録申請業者や公定規格改正の申出業者に対し、手順等の説明を行う。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 公定規格改正申出対応実施率：100%（対応件数／申出受理件数）</p>	<p><主要な業務実績> (イ) 公定規格改正の申し出はなかった。 なお、「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準作業手順書」に基づく対応について、相談のあった業者に対して、手順等の説明を行うとともに、申請予定情報及び周辺情報を整理し、農林水産省に報告した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。</p>

<p>ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、農林水産省と連携しつつ、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査で、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料の在庫がある場合は、当該汚泥肥料の放射性セシウムの測定を実施する。</p>	<p>ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査において、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無を確認するとともに、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料をモニタリング品として採取し、放射性セシウムを測定する。また、原料汚泥について、「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」（平成23年6月24日付け23消安第1893号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき管理されているかを確認する。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 実施率：100%（測定件数／該当汚泥肥料採取件数）</p>	<p><主要な業務実績> ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、汚泥肥料の放射性セシウム測定を81件実施し、農林水産省に報告した。 【実施率100%（81/81）】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：放射性セシウム測定の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>⑦ 調査研究業務 肥料の検査等に関する調査研究については、肥料等の分析技術の進歩又はクライテリア・アプローチ（標準分析法と同等の分析性能規準）の運用に伴う分析法の改良など肥料の安全確保に必要な課題を8課題以上実施する。 また、調査研究を適切に実施しているかを評価するため、外部有識者の評価を受ける。</p>	<p>⑦ 調査研究業務 肥料の検査等に関する調査研究については、肥料安全確保に必要な次の課題から8課題以上実施する。 ア 肥料等の分析法の開発・改良及び性能評価 イ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究 また、調査研究の結果について、外部有識者を含めた委員会を年1回開催し、調査研究を適切に実施しているか評価を受ける。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 実施課題数：100%（実施課題数／8課題）</p> <p><その他の指標> ◇ 外部評価の実施 S：－ A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。 B：目標の水準を満たしている（「A」に該</p>	<p><主要な業務実績> ⑦ 肥料の検査等に関する調査研究11課題を次のとおり実施した（別紙「調査研究課題一覧」参照） 【実施率138%（11/8）】 ア 肥料の分析法の開発及び改良（7課題） イ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な課題（4課題）</p> <p><主要な業務実績> 調査研究の成果について、外部有識者を含めた委員会を平成28年3月3日に開催し、調査研究課題毎に評価を受け、調査研究が適切に実施されたと評価を受けた。</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：肥料の検査等に関する調査研究では課題数に対する実施率は120%以上であり、計画における所期の目標を上回る成果が認められた。</p> <p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり外部有識者を含めた委員会の開催により外部評価を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>

		<p>当する事項を除く。)</p> <p>C:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く。)</p> <p>D:目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。</p> <p>(〈その他の指標〉として定性的に指標が定められている小項目の評定にあたっては以下同様。)</p>		
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(2)	農薬関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号及び第2項第4号 農薬取締法（昭和23年法律第82号）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	実績なし						予算額（千円）	864,866			
②ア(7) 農薬の登録検査業務（基準値設定必要農薬）	1年4ヶ月以内	100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）	100%（67/67）						決算額（千円）	789,534			
②ア(4) 農薬の登録検査業務（基準値設定不要農薬）	10.5ヶ月以内	100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）	100%（1,095/1,095）						経常費用（千円）	985,884			
②イ 農薬の登録検査業務（審査報告書）	公表率	100%（公表件数／新規登録有効成分数）	100%（6/6）						経常利益（千円）	△57			
③ア 農薬の立入検査業務（立入検査報告）	25業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／指示件数）	100%（69/69）						行政サービス実施コスト（千円）	1,170,482			
③イ 農薬の立入検査業務（集取品分析結果報告）	60業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／集取件数）	100%（24/24）						従事人員数	94			
④ア 農薬の登録検査に附帯する業務（GLP査察報告）	30業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／指示件数）	100%（23/23）										
④イ 農薬の登録検査に附帯する業務（国際調査）	技術的知見の提供	—	OECD GLP作業部会等への出席										
④ウ(7) 農薬の登録検査に附帯する業務（蜜蜂に含まれる農薬の定量）	結果報告	—	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告										
④ウ(4) 農薬の登録検査に附帯する業務（蜜蜂への影響評価法の検討）	技術的知見の提供	—	技術的知見を農林水産省へ提供										
④ウ(7) 農薬の登録検査に	技術的知見	—	技術的知見を農										

付帯する業務（安全性評価の導入の検討）	の提供		林水産省へ提供						
④ウ（エ）技術的知見の提供（原体規格の設定方法の検討）	技術的知見の提供	—	技術的知見を農林水産省へ提供						
⑤ 農作物中の農薬残留調査業務（残留農薬分析）	40業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／指示件数）	100%（239/239）						
⑥ 調査研究業務（目標課題）	実施率	100%（実施課題数／3課題）	367%（11/3）						
⑥ 調査研究業務（外部評価）	外部評価の実施	—	外部有識者を含めた委員会1回開催						

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(2) 農薬関係業務 農薬関係業務について、農薬取締法に基づき、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与するため、以下のとおり農薬の登録検査等業務を行う。	(2) 農薬関係業務	<主な定量的指標> ○ 農薬関係業務 中項目の評価は、小項目別（◇）の評価結果の積み上げにより行うものとする。	<評価と根拠> 評価： B 根拠：◇小項目1（項目）×3点（A）＋小項目13（項目）×2点（B）＝29点 $B: \text{基準点}(28) \times 9 / 10 \leq \text{各小項目の合計点}(29) < \text{基準点}(28) \times 12 / 10$ <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。		評価
① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に	<主な定量的指標> ◇ 実施率：100%（報告件数／要請件数）	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評価と根拠> 評価：— 根拠：実績がないため評価せず	

	報告する。				
<p>② 農薬の登録検査業務</p> <p>ア 農薬取締法第2条第3項（同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。）及び第6条の2第2項（同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく農薬の登録申請に係る検査は、農林水産大臣の指示に従い、検査の質の維持を図りつつ実施し、その検査結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）で指摘された負担軽減対策及び登録手数料の見直しについて、負担軽減対策に応じた検査方法の検討及び手数料改定に必要な登録検査に要する時間等の実態把握を行う。</p> <p>(7) 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げられる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査は、農林水産大臣の指示後1年4か月以内</p>	<p>② 農薬の登録検査業務</p> <p>農薬の登録検査については、次の取組を行う。</p> <p>ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第3項（同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。）及び第6条の2第2項（同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく農薬の登録申請に係る検査については、農林水産大臣の指示に従い、検査の質の維持を図りつつ実施し、その検査結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）で指摘された負担軽減対策及び手数料の見直しに資するため、負担軽減対策に応じた検査方法の検討及び手数料改定に必要な登録検査に要する時間等を調査し、農林水産省に報告する。</p> <p>(7) 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内（1年4か月以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）</p> <p>ただし、検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間（申請者側期間）及び登録申請された農薬についての体重1kg当たりの1日摂取許容量等が設定されるまでに要する期間（リスク評価等期間）は、検査期間に含まないものとする。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 農薬の登録検査業務について、次の取組を行った。</p> <p>ア 農薬の登録申請に係る検査業務の進行管理については、毎月2回検査進行管理表を更新し、各検査担当課が検査の進捗状況を把握できるようにするとともに、3か月毎に検査進行状況の定期点検を行った。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」で指摘された負担軽減対策及び手数料の見直しに資するため、負担軽減対策に応じた検査方法の検討及び手数料改定に必要な登録検査に要する時間等を調査し、農林水産省に報告した。</p> <p>(7) 平成27年度は、農林水産大臣から継続分を含め2,349件の検査指示があった。このうち、基準の設定が必要な農薬の検査指示は547件であった。平成27年度内に農林水産大臣に報告した67件は全て1年4か月以内に報告した。</p> <p>【処理率100%(67/67)】</p> <p>なお、現在検査中の案件についても、進捗管理は適切に行っている。</p> <p>(表1-1-(2)-1参照)</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は、100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

	掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査は、農林水産大臣の指示後1年4か月以内			
(イ) 上記以外の農薬の検査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内	(イ) 上記以外の農薬の検査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内（10.5か月以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）</p> <p>ただし、検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間（申請者側期間）は、検査期間に含まないものとする。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(イ) 基準の設定が不要な農薬の検査指示は1,802件であった。平成27年度内に報告した1,095件は全て10.5か月以内に報告した。【処理率100%(1,095/1,095)】</p> <p>なお、現在検査中の案件についても、進捗管理は適切に行っている。</p> <p>(表2-2-(2)-1参照)</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は、100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
イ 新しい成分の農薬の登録に当たって、人の健康や環境への影響の有無を判断した科学的根拠等を明らかにし、審査の透明性を確保することを目的として、農薬の検査結果に係る審査報告書を農林水産省と共同で作成し、公表する。	イ 農薬の検査結果に係る審査報告書を農林水産省と共同で作成し、公表する。	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 平成26年度の新規登録成分の審査報告書公表率：100%（公表件数／新規登録有効成分数）</p> <p>ただし、審査報告書案の内容について農林水産省との調整が終了した新規登録有効成分であって、関係府省等との調整に時間を要しているために審査報告書の公表が遅れているものについては、公表率の算出に含めない。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 新しい成分の農薬の登録に当たって、人の健康や環境への影響の程度を評価した科学的根拠等を、消費者、農薬の使用者、農薬使用の指導者等へ示すとともに審査の透明性を確保するため、平成26年度に新規登録となったペンフルフェン、アマトクトラジン、ピロキサスルホン、シアントラニリプロール、フェノキサスルホン、フルフェナセット及びピフルブミドの7成分について農林水産省と共同で審査報告書を作成し、ピフルブミドを除く6成分については、平成27年度中に、審査報告書を農林水産省のホームページで公表した。なお、ピフルブミドについては、平成27年度中に審査報告書案の内容について農林水産省との調整が終了していたが、関係府省等との調整に時間を要したため、公表は平成28年4月6日となった。このため、今回の公表率の算出の対象外とした。【処理率100%(6/6)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：平成26年度の新規登録成分の審査報告書公表率は、100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
③ 農薬の立入検査等業務 農薬取締法第13条の2	③ 農薬の立入検査等業務 農薬取締法第13条の2	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内（2</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 農薬取締法13条の2第2項に基づく製造場への立</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p>

<p>第2項の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p>	<p>第2項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を、以下の期間内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p> <p>ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p>	<p>5業務日以内)の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/指示件数)</p>	<p>入検査については、農林水産大臣の指示に従い69製造場に対して適正に実施するとともに期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行った。</p> <p>ア 69製造場に対する立入検査の結果については、全ての検査で立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告した。【処理率100%(69/69)】</p>	<p>根拠：標準処理期間内の処理率は、100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>イ 集取品の分析結果は、集取後60業務日以内</p>	<p>イ 集取品の分析結果は、集取後60業務日以内</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 標準処理期間内(60業務日以内)の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/集取件数) ただし、標準品の入手や供試生物の育成等に要した期間を処理期間から除外することが妥当と判断される場合には、処理期間に含まないものとする。</p>	<p><主要な業務実績> イ 農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬24点の分析結果については、平成28年度に報告した4点を含め、全て集取後60業務日以内に報告した。 【処理率100%(24/24)】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は、100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>④ 農薬の登録検査に附帯する業務 ア 「農薬の毒性及び残留性に関する試験の適正実施について」(平成11年10月1日付け11農産第6283号農林水産省農産園芸局長通知)に基づき、農薬GLP制度における試験施設の査察は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を査察終了後30業務日以内に消費・安全局長に報告する。</p>	<p>④ 農薬の登録検査に附帯する業務 ア 「農薬の毒性及び残留性に関する試験の適正実施について」(平成11年10月1日付け11農産第6283号農林水産省農産園芸局長通知)に基づき、農薬GLP制度における試験施設の査察は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を査察終了後30業務日以内に消費・安全局長に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 標準処理期間内(30業務日以内)の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/指示件数)</p>	<p><主要な業務実績> ④ 農薬の登録検査に附帯する業務 ア GLP制度における試験施設の査察は、消費・安全局長の指示に従い、23件実施し、その結果については、平成28年度に報告した3件を含め、全て査察終了後30業務日以内に報告した。 【処理率100%(23/23)】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は、100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

<p>イ 農薬行政の国際調和に貢献するため、OECDによる新たなテストガイドラインの策定・改訂やGLP制度の見直し、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の議論に関して、FAMICの技術的知見に基づき支援する。</p>	<p>イ 農薬行政の国際調和に貢献するため、FAMICの技術的知見に基づき、次の取組を行う。</p> <p>(ア) OECDによるガイダンス文書やテストガイドラインの策定・改訂、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の議論に関して、技術的知見を提供する。</p> <p>(イ) OECD GLP作業部会に出席し、GLP制度の見直し等に関する議論に対応する。</p> <p>(ウ) 国際農薬分析法協議会(CIPAC)に出席し、農薬の分析法等検討の議論に参加する。</p>	<p><その他の指標> ◇ 技術的知見の提供</p>	<p><主要な業務実績> イ 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、次の取組を行った。</p> <p>(ア) OECDによるガイダンス文書やテストガイドラインの策定・改訂の議論に関して、OECD農薬作業部会生物農薬ステアリング会合及びOECD WNT 蜜蜂毒性試験専門家会合にそれぞれ1名及び2名の専門家を出席させ、技術的知見をもとに議論に参加させた。また、OECDで検討されているガイダンス文書の草案に関し、技術的な観点からコメント案を作成し農林水産省に提出した。提出したコメントは草案に反映された。</p> <p>(イ) OECD GLP作業部会については、2名を専門家として第29回会合に出席させ、GLPの国際調和に関する議論に参加させた。</p> <p>(ウ) 国際農薬分析法協議会(CIPAC)については職員2名を第59回会合に出席させ、分析法等の検討の議論に参加させた。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、農薬行政の国際調和に貢献するため、国際的な議論に関して技術的知見の提供を行うとともに、OECD等の国際会議にも派遣対応しており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>ウ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録検査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。</p> <p>(ア) 農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量</p>	<p>ウ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録検査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。</p> <p>(ア) 農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量</p>	<p><その他の指標> ◇ 結果報告</p>	<p><主要な業務実績> ウ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行った。</p> <p>(ア) 農林水産省の要請に基づき、農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量については、平成27年度に一部分析種の定量限界値を改善するため分析法の改良と妥当性確認を行うとともに、都道府県から送付された蜜蜂試料について農薬の定量分析を行った。また、これら分析法の改良と妥当性確認の結果及び分析結果を農林水産省に報告した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量結果を報告しており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>(イ) 諸外国の状況を踏まえた蜜蜂への影響評価法の検討</p>	<p>(イ) 諸外国の状況を踏まえた蜜蜂への影響評価法の検討</p>	<p><その他の指標> ◇ 技術的知見の提供</p>	<p><主要な業務実績> (イ) 農林水産省の要請に基づき、蜜蜂評価に関する諸外国の状況を把握するため、欧州及び米国で発表された評価書等を収集、読解し、その内容等技術的知見を農林水産省に提供した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、諸外国の状況を踏まえた蜜蜂への影響評価方法の検討のための技術的知見を提供しており、目標の水</p>

				準を満たしている。
(㌘) 農薬の作業員一日許容量(AOEL)及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入にむけた検討	(㌘) 農薬の作業員一日許容量(AOEL)及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入にむけた検討	<その他の指標> ◇ 技術的知見の提供	<主要な業務実績> (㌘) 農林水産省からの要請に基づき、農薬の作業員一日許容量(AOEL)及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けた検討のため、農薬の散布形態区分毎の標準的暴露量(デフォルト値)の検証を行うとともに、当該デフォルト値を活用した推定暴露量計算シートの妥当性を確認し、その結果を農林水産省に提供した。また、使用時安全性評価手法に関する登録検査用資料を作成した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、農薬の作業員一日許容量(AOEL)及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けた検討のための技術的知見を提供しており、目標の水準を満たしている。
(㌙) 農薬の品質管理に用いる原体規格の設定方法の検討	(㌙) 農薬の品質管理に用いる原体規格の設定方法の検討	<その他の指標> ◇ 技術的知見の提供	<主要な業務実績> (㌙) 農林水産省の要請に基づき、原体規格の設定に向けて、FAO/WHO合同農薬規格専門家会合(JMPS)、欧州連合(EU)及び米国における原体規格の設定方法、ヒトの健康への影響が大きい不純物の決定方法及び原体の同等性の評価方法の比較を行い、その結果を農林水産省に提供した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、農薬の品質管理に用いる原体規格の設定方法の検討のための技術的知見を提供しており、目標の水準を満たしている。
⑤ 農作物中の農薬残留調査業務 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」(平成15年8月4日付け15消安第424号農林水産省消費・安全局長通知)及び「国内産農産物に係る農薬の使用及び残留実態調査実施要領」(平成18年10月17日付け18消安第5886号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、野菜、果実、米穀等の農産物中に含まれる農薬の	⑤ 農作物中の農薬残留調査業務 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」(平成15年8月4日付け15消安第424号農林水産省消費・安全局長通知)及び「国内産農産物に係る農薬の使用及び残留実態調査実施要領」(平成18年10月17日付け18消安第5886号農林水産省消費・安全局長通知)に基づく農産物中の農薬の残留状況の調査分析については、	<主な定量的指標> ◇ 標準処理期間内(40業務日以内)の処理率：100%(標準処理期間内報告件数/指示件数) ただし、分析値が残留農薬基準の50%を超えた場合等に行う再分析に要した期間は、処理期間に含まないものとする。	<主要な業務実績> ⑤ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農林水産省の実施計画に基づき、農産物について、農薬の残留状況の調査分析を適切な精度管理の下で行い、分析結果239件は、全て分析対象試料受領後40業務日以内に農林水産省へ報告した。(表1-1-(2)-2参照) 【処理率100%(239/239)】 また、平成27年10月1日の農林水産省の組織再編により、それまで地方農政局地域センター等が担っていた農産物に係る農薬の使用状況の調査点検をFAMICが実施することになったため、上記の調査分析に加えて、当該農産物に係る農薬の使用状況の調査点検も実施し、その結果を農林水産省へ報告した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は、100%であり、計画における所期の目標を達成している。

<p>残留状況についての調査分析を実施し、分析対象試料受領後40業務日以内に分析結果を地方農政局等の地域センターの長に報告する。</p>	<p>適切な精度管理の下での確かつ速やかに実施するとともに、必要に応じて分析を行うFAMIC各地域センター等間で調査試料の集約化等を行い、分析対象試料受領後40業務日以内に分析結果を地方農政局等の地域センターの長に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p>				
<p>⑥ 調査研究業務 農薬の検査等に関する調査研究については、登録検査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、農薬の人畜・環境への影響に関する課題、農薬等の品質・薬効等に関する課題、残留農薬の分析に関する課題を3課題以上実施する。</p>	<p>⑥ 調査研究業務 農薬の検査等に関する調査研究については、登録検査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、次の課題のいずれかに関わる課題を3課題以上選定し、実施する。 (7) 農薬の人畜・環境への影響に関する課題 (4) 農薬等の品質・薬効等に関する課題 (7) 残留農薬の分析に関する課題</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 課題実施数：100% (実施課題数/3課題)</p>	<p><主要な業務実績> ⑥ 農薬の検査等に関する調査研究については、登録検査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、次の課題に関わる課題を11課題選定し、実施した。 (7) 農薬の人畜・環境への影響に関する課題：6課題 (4) 農薬等の品質・薬効等に関する課題：4課題 (7) 残留農薬の分析に関する課題：1課題 (別紙「調査研究課題一覧」参照) 【実施率367%(11/3)】</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：登録検査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的とした調査研究では、課題数に対する実施率は、120%以上であり計画における所期の目標を上回る成果が認められた。</p>	
<p>また、調査研究を適切に実施しているかを評価するため、外部有識者の評価を受ける。</p>	<p>また、調査研究の結果について、外部有識者を含めた委員会を年1回開催し、調査研究を適切に実施しているか評価を受ける。</p>	<p><その他の指標> ◇ 外部評価の実施</p>	<p><主要な業務実績> 調査研究の成果について、外部有識者を含めた委員会を平成28年2月26日に開催し、調査研究課題毎に評価を受け、調査研究が適切に実施されたと評価を受けた。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり外部有識者を含めた委員会の開催により外部評価を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(3)	飼料及び飼料添加物関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号、第8号、第9号及び第10号並びに第2項第5号及び第6号 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。） 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	100% (2/2)					予算額（千円）	778,352				
② 飼料等の立入検査業務（立入検査報告）	25業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）	100% (566/566)					決算額（千円）	709,604				
② 飼料等の立入検査業務（試験結果報告）	15業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／収去件数）	100% (704/704)					経常費用（千円）	870,782				
③ 愛玩動物用飼料の立入検査業務（立入検査報告）	30業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）	100% (61/61)					経常利益（千円）	7,474				
③ 愛玩動物用飼料の立入検査業務（試験結果報告）	20業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／集取件数）	100% (34/34)					行政サービス実施コスト（千円）	921,608				
④ア 安全性確保に関する検査等業務（飼料等）	実施率	100%（達成件数／要請件数）	100% (11/11)					従事人員数	76				
④ア 安全性確保に関する検査等業務（愛玩動物用飼料等）	実施率	100%（達成件数／要請件数）	100% (1/1)										
④イ 安全性確保に関する検査等業務（モニタリング検査）	1,600点以上	100%（実施件数／1,600点）	148% (2,362/1,600)										
④ウ 安全性確保に関する検査等業務	年1回の報告書の提出	－	報告書を農林水産省へ1回提出										

⑤ 検定等関係業務（飼料添加物の検定申請）	20業務日以内	100%（標準処理期間内処理件数／申請件数）	100%（182/182）				
⑤ 検定等関係業務（登録検定機関調査）	実施率	100%（調査件数／依頼件数）	100%（6/6）				
⑥ア 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（製造方法等の検査）	実施率	100%（実施件数／過去3ヶ年の検査件数の最小値）	107%（566/530）				
⑥ア 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（有害物質等の検査）	実施率	100%（実施件数／過去3ヶ年の検査件数の最小値）	129%（502/389）				
⑥ア 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（反すう動物用飼料への混入防止検査）	実施率	100%（実施件数／過去3ヶ年の検査件数の最小値）	111%（413/371）				
⑥ア 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（抗菌性物質検査）	実施率	100%（実施件数／過去3ヶ年の検査件数の最小値）	140%（42/30）				
⑥イ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（抗菌剤GMPガイドライン適合確認申請検査）	50業務日以内	100%（期間内に処理した件数／申請件数）	100%（39/39）				
⑥ウ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（大臣確認検査、輸入業者等検査及びセンター確認）	実施率	100%（処理件数／申請受付件数）	100%（180/180）				
⑥エ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（特定飼料等製造業者及び規格設定飼料製造業者）	特定飼料等製造業者：50業務日以内 規格設定飼料製造業者：40業務日以内	100%実施率：100%（処理件数／申請受付件数）・	実績なし				
⑥オ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（輸出証明検査及びエコフィード検査）	実施率	100%（実施件数／依頼件数）	100%（32/32）				
⑥カ 工程管理及び品質管	年1回以上	—	1回開催				

理等に関する検査等業務（飼料製造管理者認定講習会）									
⑥キ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（GMPガイドラインの研修）	実施率	100%（開催回数／12回）	100%（12/12）						
⑦ OIE関係業務	報告書の提出	—	報告書をOIEへ提出						
⑧ 調査研究業務（目標課題）	実施率	100%（実施課題数／1課題）	200%（2/1）						
⑨ 調査研究業務（外部評価）	外部評価の実施	—	外部有識者を含めた委員会1回開催						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>(3) 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>飼料関係業務について、飼料安全法に基づき、飼料の安全性を確保するとともに品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。</p> <p>また、愛玩動物用飼料の検査等について、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）に基づき、愛玩動物用飼料の安全性の確保を図り、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与するため、以下のとおり検査等業務を</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物関係業務</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>○ 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目2（項目）×3点（A）＋小項目21（項目）×2点（B）＝48点</p> <p>B：基準点（46）×9／10 ≤ 各小項目の合計点（48）<基準点（46）×12／10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>	<p>評定</p>	

行う。				
<p>① 農林水産省からの緊急要請業務</p> <p>農林水産省から緊急に要請をした業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急要請業務</p> <p>農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100%(報告件数/要請件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 農林水産省からの緊急要請に従い次の業務を実施した。</p> <p>【実施率100%(2/2)】</p> <p>ア 肉骨粉等に含まれるシカ由来原料検出のための試験法について検討し、農林水産省に報告した。</p> <p>イ 稲ホールクロップサイレージの給与が原因と疑われる家畜事故の原因究明のため、かび毒の試験を実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：農林水産省からの要請に対する報告実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>② 飼料等の立入検査等業務</p> <p>飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後25業務日以内に、また、収去品の試験結果は試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>② 飼料等の立入検査等業務</p> <p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)第57条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査等の業務進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査終了後25業務日以内に、また、収去品の試験結果は試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 立入検査報告</p> <p>標準処理期間内(25業務日以内)の処理率：100%(標準処理期間内報告件数/立入検査件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>ア 飼料安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査566件について、25業務日以内に全て報告した。(表1-1-(3)-1参照)</p> <p>【処理率100%(566/566)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
		<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 試験結果報告</p> <p>標準処理期間内(15業務日以内)の処理率：100%(標準処理期間内報告件数/収去件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 飼料立入検査において収去した収去品704件の試験結果は、試験が終了した日から15業務日以内に全て報告した。</p> <p>【処理率100%(704/704)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務</p> <p>ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後30業務日以内に、また、集取品の試験結果は</p>	<p>③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務</p> <p>愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。)第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 立入検査報告</p> <p>標準処理期間内(30業務日以内)の処理率：100%(標準処理期間内報告件数/立入検査件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>ア ペットフード安全法の立入検査及び質問の結果は、立入検査61件について30業務日以内に全て報告した。</p> <p>【処理率100%(61/61)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

<p>試験が終了した日から20業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>指示に従い適正に実施するとともに、立入検査等の業務の進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内に、また、集取品の試験結果が終了した日から20業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 試験結果報告 標準処理期間内（20業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/集取件数）</p>	<p>イ ペットフード立入検査において集取した集取品34件の試験結果は、試験が終了した日から20業務日以内に全て報告した。 【処理率100%(34/34)】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>④ 安全性確保に関する検査等業務 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。 ア 農林水産省が行う飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格及び検討資料の妥当性の調査並びに飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良を農林水産省の要請に応じて実施する。また、愛玩動物用飼料等の検査法の制定及び愛玩動物用飼料等の基準・規格の検討に資するための検査を、農林水産省の要請に応じて実施する。</p>	<p>④ 安全性確保に関する検査等業務 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。 ア 飼料等及び愛玩動物用飼料の基準・規格の設定に資するため農林水産省の要請に応じて次の取組を行う。 (ア) 飼料等の基準・規格及び検討資料の妥当性の調査並びに飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良。 (イ) 愛玩動物用飼料等の検査法を制定するとともに、愛玩動物用飼料の基準・規格の検討に資するための検査を適切に実施し、データの蓄積を行う。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 飼料等 実施率：100%（達成件数/要請件数） <主な定量的指標> ◇ 愛玩動物用飼料 実施率：100%（達成件数/要請件数）</p>	<p><主要な業務実績> ④ 飼料安全法第3条及びペットフード安全法第5条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保のため以下の検査を実施した。 ア 農林水産省より要請のあった飼料及び愛玩動物用飼料の基準・規格及び検討資料の妥当性の調査並びに飼料分析基準の試験法等の開発及び改良について次のとおり実施した。 (ア) 飼料分析基準に関する試験法等について開発及び改良（8課題）を実施するとともに、外部有識者（11名）を含めた飼料分析基準検討会を平成28年3月2日に開催し課題毎に評価を受けた。（表1-1-（3）-2参照） 更に、農林水産省から要請のあった、L-カルニチン及びフィターゼの成分規格設定案についての科学的妥当性の調査及び試験法の検証等並びに飼料添加物モネンシンナトリウムのほ乳期子牛育成用配合飼料への適用拡大に係る検討資料の妥当性調査のため、供試製剤及び飼料の分析等を実施し、これらの結果を農林水産省に報告した。 【実施率100%(11/11)】 <主要な業務実績> (イ) 愛玩動物用飼料等の検査法の制定のため、農林水産省の要請に基づき1課題の検討を実施するとともに、外部有識者を含めた飼料分析基準検討会を平成28年3月2日に開催し評価を受け、農林水産省に報告した。（表1-1-（3）-2参照）</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：飼料等の規格・基準及び検討資料の妥当性調査並びに試験法等の開発・改良に対する要請の実施実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。 <評定と根拠> 評定：B 根拠：愛玩動物用飼料の検査法制定に対する要請の達成率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

			【実施率100%(1/1)】 なお、基準・規格の検討に資するための検査の要請はなかった。	
イ 農林水産省が策定する「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づき実施するもの他、飼料中の飼料添加物、有害物質、残留農薬、病原微生物、肉骨粉等、遺伝子組換え体及び放射性セシウムの検査は、過去の検査結果等を踏まえ、延べ1,600点以上のサンプルについて実施する。 また、検査の結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。	イ 農林水産省が策定する「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づき実施するもの他、飼料中の飼料添加物、有害物質、残留農薬、病原微生物、肉骨粉等、遺伝子組換え体及び放射性セシウム検査は、過去の検査結果等を踏まえ、延べ1,600点以上のサンプルについて実施する。 また、検査の結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。	<主な定量的指標> ◇ 実施率：100% (実施件数/1,600点)	<主要な業務実績> イ 飼料中の飼料添加物の基準・規格適合検査、農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査、病原微生物の基準・規格適合検査、肉骨粉等の分析・鑑定のモニタリング検査については、サーベイランス・モニタリング計画により実施したものを含め実施した。 【実施率148%(2,362/1,600点)】 (表1-1-(3)-3参照) モニタリング検査結果については、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめてホームページで公表した。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：飼料のモニタリング検査の実施率は148%であり、計画における所期の目標を上回る成果が認められた。
ウ 農林水産省が行う家畜用抗菌性物質の人の健康と獣医療に対するリスク評価及びリスク管理に資するため、耐性菌発現モニタリング調査の担当部分を実施し、その結果を年1回報告する。	ウ 農林水産省が行う家畜用抗菌性物質の人の健康と獣医療に対するリスク評価及びリスク管理に資するため、耐性菌発現モニタリング調査の担当部分を実施し、その結果を年1回報告する。	<主な定量的指標> ◇ 年1回の報告書の提出	<主要な業務実績> ウ 耐性菌発現モニタリング調査の担当部分として、家畜・鶏から分離された腸球菌(598株)の薬剤感受性試験を実施し、外部有識者を含めた飼料分析基準検討会を平成28年3月2日に開催し評価を受けるとともに、その結果を農林水産省に報告した。 【実施率100%(1/1)】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり耐性菌発現モニタリング調査の報告書を提出しており目標の水準を満たしている。
⑤ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、申請を受理した日から20業務日以内に終了する。	⑤ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、申請を受理した日から20業務日以内に終了する。	<主な定量的指標> ◇ 標準処理期間内(20業務日以内)の処理率：100%(標準処理期間内処理件数/申請件数)	<主要な業務実績> ⑤ 飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法施行規則等に基づき適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、申請182件について受理した日から20業務日以内に全て処理を行った。 【処理率100%(182/182)】 なお、飼料に係る申請はなかった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。
		<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>

<p>また、登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省の依頼に基づき検定実績のある登録検定機関に対する調査等を実施する。</p>	<p>0業務日以内に処理する。 また、登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省の依頼に基づき次の取組を行う。 ア 検定実績のある登録検定機関に対する調査等を実施するとともに、必要に応じて技術的指導を行う。 イ 登録検定機関の検定業務に係る技術水準を確認するため、共通試料を用いた分析・鑑定結果について、データ解析等を行うとともに、必要に応じて技術的指導を行う。</p>	<p>◇ 依頼数に対する調査実施率：100%（調査件数／依頼件数）</p>	<p>また、検定実績のある検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、次の業務を実施し、必要な技術的指導を行った。 ア 検定実績のある登録検定機関5機関（6事業所）に対して調査を実施した。 【実施率100%（6/6）】 イ 登録検定機関6機関（7事業所）を対象として共通試料による共同試験を1回実施し、検定業務に係る技術水準を確認した。また、4機関（4事業所）に対して技術的指導を実施した。</p>	<p>評価：B 根拠：検定機関に対する調査及び技術水準の確認の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>⑥ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、適正な工程管理及び品質管理により有害物質の混入防止等に資するため、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理の高度化に関する検査、指導等を実施する。 ア 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理等の高度化を図るため、有害物質混入防止の検査等を389件以上、BSE発生防止の検査等を371件</p>	<p>⑥ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、適正な工程管理及び品質管理により有害物質の混入防止等に資するため、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理の高度化に関する検査、指導等を実施する。 ア 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入並びに抗菌性物質に関する基準・規格等を逸脱した飼料及</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 製造方法等の検査 実施率：100%（実施件数／過去3ケ年の検査件数の最小値）</p>	<p><主要な業務実績> ⑥ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の取組を行った。 ア 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入並びに抗菌性物質に関する基準・規格等を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等について566件実施し、必要に応じて製造・品質管理の高度化に係る指導を行った。 【実施率107%（566（立入検査数）／530（過去3カ年の最小数）】 また、収去品の検査の結果、1事業者1銘柄で農薬に係る基準・規格に抵触する事例があり、技術的指導を行った。 さらに、有害物質防止ガイドラインに基づく業務として、飼料の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して6回発信し、情報提供を行った。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B 根拠：飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等に対する実施率は106%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

<p>以上及び抗菌性物質を含む飼料等の適正製造の検査等を30件以上実施する。</p>	<p>び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、有害物質混入防止の検査等を389件以上、BSE発生防止の検査等を371件以上及び抗菌性物質を含む飼料等の適正製造の検査等を30件以上実施し、</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 有害物質等の検査：100%（実施件数／過去3ケ年の検査件数の最小値）</p>	<p><主要な業務実績> 有害物質の混入防止に係る検査を502件実施した。 【実施率129%（502/389）】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：有害物質の混入防止に係る検査の実施率は120%以上であるが、当該検査はアの一検査としてアと同時に実施したことにより件数が増加したものであり、特段の実績ではないと考えられることからBとした。</p>
	<p>製造・品質管理の高度化に係る技術的指導を行う。また、収去品の検査の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 反すう動物用飼料への混入防止検査：100%（実施件数／過去3ケ年の検査件数の最小値）</p>	<p><主要な業務実績> BSE発生防止に係る検査を413件実施した。 【実施率111%（413/371）】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：BSE発生防止に係る検査の実施率は111%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
	<p>さらに、「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドラインの制定について」（平成20年3月10日付け19消安第14006号農林水産省消費・安全局長通知。以下「有害物質混入防止ガイドライン」という。）に基づく業務として、飼料の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して定期的に発信するとともに、飼料等が</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 抗菌性物質検査：100%（実施件数／過去3ケ年の検査件数の最小値）</p>	<p><主要な業務実績> 抗菌性物質を含む飼料等の適正製造に係る検査を42件実施した。 【実施率140%（42/30）】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：抗菌性物質を含む飼料等の適正製造に係る検査の実施率は120%以上であるが、当該検査はアの一検査としてアと同時に実施したことにより件数が増加したものであり、特段の実績ではないと考えられることからBとした。</p>

	原因となって食品の安全確保に問題が生じるおそれがある等の緊急時には、農林水産省の指示の下、関連業者に情報を速やかに提供する。			
イ 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)に基づく申請に応じて、抗菌性物質を添加する製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、申請を受理した日から50業務日以内に検査を終了する。	イ 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)に基づく申請に応じて、抗菌性物質を添加する製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、業務の進行管理を適切に行い、申請を受理した日から50業務日以内に検査を終了する。	<主な定量的指標> ◇ 申請処理率：100% (期間内に処理した件数/申請件数)	<主要な業務実績> イ 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)に基づく製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、適切な進行管理を行うことにより、申請39件について受理した日から50業務日以内に全て処理を行った。 【処理率100%(39/39)】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。
ウ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)及び「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の	ウ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知)及び「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の	<主な定量的指標> ◇ 実施率：100%(処理件数/申請受付件数)	<主要な業務実績> ウ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等として、次に掲げる業務を実施した。 【実施率100%(180/180)】 ・ 農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場20箇所について、製造・品質管理状況を確認し、新たに確認を受けた製造事業場20箇所をホームページに公表した。 ・ 魚粉等の輸入業者及び輸入先の製造事業場144箇所における管理状況を確認し、そのうち新たに	<評定と根拠> 評定：B 根拠：動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等の申請に対する処理の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。

<p>当面の取扱いについて」 （平成13年11月1日 付け13生畜第4104 号農林水産省生産局長、 水産庁長官通知）に基づ き、業者からの申請等に より、動物由来たん白質、 動物性油脂及びペットフ ードの製造事業場の検査 等を実施し、製造基準等 への適否を確認し、その 結果を公表する。</p>	<p>当面の取扱いについて」 （平成13年11月1日 付け13生畜第4104 号農林水産省生産局長、 水産庁長官通知）に基づ き、業者からの申請等に より、動物由来たん白質、 動物性油脂及びペットフ ードの製造事業場の検査 等を実施し、製造基準等 への適否を確認し、その 結果を公表する。</p>		<p>確認を受けた輸入業者10業者をホームページに 公表した。 ・ ペットフード等の製造事業場からの申請に応じ製 造基準適合確認検査を15箇所に対して実施し、 製造基準に適合すると認められた事業場15箇所 をホームページに公表した。 ・ ペットフード用肉骨粉等の輸入業者及び輸入先の 製造事業場1箇所における製造基準等への適否を 確認し、輸入業者1業者をホームページに公表し た。</p>	
<p>エ 飼料安全法第7条の規 定に基づく特定飼料等製 造業者（外国特定飼料等 製造業者を除く。）及び 第29条第1項の規定に 基づく規格設定飼料製造 業者（外国規格設定飼料 製造業者を除く。）の登 録等に関する調査につい ては、農林水産大臣から の指示後それぞれ50業 務日及び40業務日以内 に調査を終了する。</p>	<p>エ 飼料安全法第7条の規 定に基づく特定飼料等製 造業者（外国特定飼料等 製造業者を除く。）及び 第29条第1項の規定に 基づく規格設定飼料製造 業者（外国規格設定飼料 製造業者を除く。）の登 録等に関する調査につい ては、業務の進行管理を 適切に行い、農林水産大 臣からの指示後それぞれ 50業務日及び40業務 日以内に調査を終了す る。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 標準処理期間内（5 0業務日及び40業務 日以内）の実施率：1 00%（標準処理期間 内処理件数／申請受付 件数）</p>	<p><主要な業務実績> エ 該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評 価せず</p>
<p>オ 輸出先国の基準に適合 するか等について確認す るため、飼料製造業者等 の依頼に応じて輸出する 飼料等の検査等を「EU 域内に輸出するペットフ ード等の製造事業場の登 録実施要領の制定につい て」（平成18年4月1 9日付け18消安第64 0号農林水産省消費・安 全局長通知）及び「エコ</p>	<p>オ 飼料等の輸出に際して 輸出する飼料等が輸出先 国の提示する条件に合致 していることの証明等 を行うに当たって、農林水 産省及び輸出者の依頼に 応じ、「EU域内に輸出 するペットフード等の製 造事業場の登録実施要領 の制定について」（平成 18年4月19日付け1 8消安第640号農林水</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 実施率：100%（実 施件数／依頼件数）</p>	<p><主要な業務実績> オ 飼料を海外に輸出する業者からの依頼に基づき、 動物検疫所の輸出証明書の発行要件となる肉骨粉等 の使用に関する製造基準適合確認検査を24件実施 した。またエコフィード認証制度に係る確認等の検 査7件及びUCオイル認証制度に係る確認検査1件 を実施し、申請者に対して結果を通知した。 【処理率100%（32/32）】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：輸出飼料及びエコ フィードに関する製造状 況の確認の依頼に対する 実施率は100%であり、 計画における所期の目標 を達成している。</p>

<p>フィード認証制度における「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」の遵守状況の確認に関する協力要請について」（平成21年3月6日付け20消安第11555号及び20生畜第1737号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。</p>	<p>産省消費・安全局長通知）等に基づき輸出飼料等の製造状況等を確認する。また、飼料の安全性確保を推進するため優良事業者の認証等に際して、飼料製造業者の依頼に応じて「エコフィード認証制度における「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」の遵守状況の確認に関する協力要請について」（平成21年3月6日付け20消安第11555号及び20生畜第1737号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）等に基づき飼料等の製造状況等を確認する。</p>				
<p>カ 飼料等製造業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」（平成7年3月13日農林水産省告示第392号）で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して、年1回以上開催する。</p>	<p>カ 飼料等製造業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」（平成7年3月13日農林水産省告示第392号）で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して、年1回以上開催する。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 受講希望者数を勘案して年1回以上の開催</p>	<p><主要な業務実績> カ 飼料等製造業者を対象として、受講希望者調査を実施し、その結果を基に飼料製造管理者資格取得講習会を1回(参加者95名)開催した。 【実施率100%(1回/1回)】</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：製造管理者講習会の開催に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>キ 飼料等関係事業者を対象に、「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドラインの制定について」（平成20年3月10日付け19消安第14006号農林水産省</p>	<p>キ 飼料等関係事業者を対象に、有害物質混入防止ガイドライン及び抗菌剤GMPガイドラインに係る研修を12回開催する。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 開催率：100%（開催回数／12回）<主な定量的指標></p>	<p><主要な業務実績> キ 飼料製造業者を対象として、有害物質混入防止ガイドライン及び抗菌剤GMPガイドラインに係る研修を12回(参加者736名)開催した。 【実施率100%(12回/12回)】 ク アからキに掲げる検査、指導、研修等業務の充実</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：有害物質購入防止ガイドライン及び抗菌剤GMPガイドラインに係る研修の開催に対する実施率は100%であり、計画に</p>	

消費・安全局長通知)及び抗菌剤GMPガイドラインに記載された研修を12回開催する。	ク アからキに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、これらの業務に従事する職員にGMP・HACCP等に関する研修を受講させることなどを通じて、職員の能力の維持・向上に努める。		・強化のため業務に従事する職員に対しGMP・HACCP等に関する研修を2回、延べ4名受講させ、職員の能力の維持・向上に努めた。	おける所期の目標を達成している。
<p>⑦ OIE関係業務</p> <p>動物衛生及びズーノーシス(人獣共通感染症)に関する国際的な基準を策定する国際獣疫事務局(OIE)コラボレーティング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等を行うとともに、活動に関する報告書をOIEへ年1回提出する。</p>	<p>⑦ OIE関係業務</p> <p>動物衛生及びズーノーシス(人獣共通感染症)に関する国際的な基準を策定する国際獣疫事務局(OIE)コラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行う。</p> <p>ア 飼料の安全確保のために開発・改良した分析法やハザードに関する情報を海外に発信し、技術の普及や情報の提供・共有を行う。</p> <p>イ コラボレーティング・センターとしての活動に関する報告書をOIEへ年1回提出する。</p> <p>ウ 諸外国等からの要請に応じて、研修生の受入れや職員派遣等を通じた技術支援を行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 年1回の報告書の提出</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑦ 国際獣疫事務局(OIE)コラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行った。</p> <p>ア 平成26年度の輸入飼料原料の有害物質のモニタリング結果及び概要、飼料研究報告の要旨について英訳し、ホームページを通じて国内外に発信し、飼料の安全確保のための情報の提供・共有を行った。</p> <p>また、JAPAN VMP Forum及びJICA課題別研修にOIEコラボレーティング・センターとして講師を派遣し、飼料に係るモニタリング結果、分析法等に係る情報の提供を行った。</p> <p>イ 平成27年度の活動に関する報告書を作成し、OIEへ提出した。 【実施率100%(1回/1回)】</p> <p>ウ 農林水産省消費・安全局動物衛生課が開催するOIEリファレンスセンター会議に出席し、活動状況報告及び意見交換等を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり報告書を提出しており目標の水準を満たしている。</p>
<p>⑧ 調査研究業務</p> <p>飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究</p>	<p>⑧ 調査研究業務</p> <p>飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 実施課題数：100%(実施課題数/1課題)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑧ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、2課題を実施した。(別紙「調査研究課題一</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：飼料及び飼料添加</p>

<p>については、飼料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの飼料等安全確保上、必要な課題を1課題以上実施する。</p> <p>また、調査研究を適切に実施しているかを評価するため、外部有識者の評価を受ける。</p>	<p>については、飼料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの飼料等安全確保上、必要な課題を1課題以上実施する。</p> <p>また、調査研究の結果について、外部有識者を含めた委員会を年1回開催し、調査研究を適切に実施しているか評価を受ける。</p>	<p><その他の指標> ◇ 外部評価の実施</p>	<p>覧」参照) 【実施率200%(2/1)】</p> <p><主要な業務実績> 調査研究の結果について、外部有識者を含めた委員会を平成28年3月2日に開催し、調査研究課題毎に評価を受け、調査研究が適切に実施されたと評価を受けた。</p>	<p>物の検査等に関する調査研究では課題数に対する実施率は120%以上であり、計画における所期の目標を上回る成果が認められた。</p> <p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり外部有識者を含めた委員会の開催により外部評価を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	
---	---	-------------------------------------	---	--	--

4. その他参考情報

様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(1)	食品表示の監視に関する業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第3号、第5号及び第6号並びに第2項第1号及び第2号食品表示法（平成25年法律第70号） 農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	実績なし					予算額（千円）	1,113,202			
②ア 食品表示法に基づく立入検査等業務（立入検査）	3業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査等終了件数）	100% (23/23)					決算額（千円）	1,143,096			
②イ 食品表示法に基づく立入検査等業務（行政部局要請検査）	報告処理率	100%（報告件数／調査終了件数）	100% (3/3)					経常費用（千円）	1,435,792			
③ア 食品表示の科学的検査業務（高精度確認検査及びびスクリーニング検査実施率）	高精度確認検査及びびスクリーニング検査実施率	2%（高精度確認検査及びびスクリーニング検査件数／科学的検査件数）	2% (143/6,635)					経常利益（千円）	△40			
③イ 食品表示の科学的検査業務（原産地表示検査）	原産地表示検査件数の増加率	10%（172件：平成23年度から平成25年度までの原産地表示検査平均件数（1,722件）からの増加件数）	21% (増加件数366/1,722)					行政サービス実施コスト（千円）	1,572,513			
④ 食品表示110番等対応業務（関係部局への回付）	実施率	100%（回付件数／情報提供）	100% (37/37)					従事人員数	143			
⑤ 調査研究業務（目標課題）	実施率	100%（実施課題数／18課題）	100% (18/18)									
⑤ 調査研究業務（外部評価）	外部評価の実績	—	外部有識者を含めた委員会1回									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 食品表示の監視に関する業務</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：◇小項目1(項目)×3点(A)+小項目6(項目)×2点(B)=15点</p> <p>B：基準点(14)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(15) < 基準点(14)×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>		評定
<p>2 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務</p> <p>(1) 食品表示の監視に関する業務</p> <p>食品表示の監視に関する業務について、食品表示法に基づき、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与するため、以下のとおり食品表示法に基づく食品表示基準に関する検査等業務を行う。</p> <p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成11年法律第183号。以下「センター法」とい</p>	<p>(1) 食品表示の監視に関する業務</p> <p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成11年法律第183号。以下「センター法」とい</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100%(報告件数/要請件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：-</p> <p>根拠：実績がないため評価せず。</p>	

<p>う。)第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>				
<p>② 食品表示法に基づく立入検査等業務 食品表示法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示及び行政部局の要請に従い実施するため、次の取組を行う。 ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、適正に実施するとともに、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p>	<p>② 食品表示法に基づく立入検査等業務 食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示等に従い適正に実施するため、次の取組を行う。 ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 標準処理期間内(3業務日以内)の報告処理率:100%(標準処理期間内報告件数/立入検査等終了件数)</p>	<p><主要な業務実績> ② 食品表示法第9条第1項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示等に従い次のとおり適正に実施した。 ア 食品表示基準の疑義に関する立入検査等を23件(29事業所・延べ72回)実施し、全ての案件について、3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告した。 【処理率100%(23/23)】 なお、立入検査等に対応した科学的検査を61件実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定: B 根拠: 標準処理期間内の報告処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p>イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 報告処理率:100%(報告件数/調査終了件数)</p>	<p><主要な業務実績> イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、次のとおり適正に実施し、結果を取りまとめ、要請者に対し報告した。 ・農林水産省が改善の指示等を行った事業者に対する改善状況の確認調査1件(3事業所・延べ4回) ・都道府県等からの要請による協力調査2件(2事業所・延べ6回) 【処理率100%(3/3)】</p>	<p><評定と根拠> 評定: B 根拠: 報告処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>③ 食品表示の科学的検査業</p>	<p>③ 食品表示の科学的検査業</p>	<p><主な定量的指標></p>	<p><主要な業務実績></p>	<p><評定と根拠></p>

<p>務 表示監視行政への支援機能を強化するため、科学的検査の質の向上に取り組むとともに、農林水産省関係部局と連携の上、検査対象の重点化に取り組む、食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関からの検査要請に的確に対応した検査を以下のとおり実施する。</p> <p>検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省関係部局等に速やかに報告する。</p> <p>ア 科学的検査の質の向上では、高精度確認検査(誤判別の発生率を既存の検査の10分の1未満に抑えることにより検査結果の大幅な確度向上が期待できる高度な検査)及びスクリーニング検査(検査の所要時間と偽装品見逃し率を抑えることにより疑わしい検査品を効率的に選別することが可能な検査)に新たに取り組む、これらの質の高い検査を検査全体の2%に導入する。</p>	<p>務 表示監視行政への支援機能を強化するため、科学的検査の質の向上に取り組むとともに、農林水産省関係部局と連携の上、検査対象の重点化に取り組む、食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を以下のとおり実施する。</p> <p>検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省関係部局等に速やかに報告する。</p> <p>ア 科学的検査の質の向上では、高精度確認検査(誤判別の発生率を既存の検査の10分の1未満に抑えることにより検査結果の大幅な確度向上が期待できる高度な検査)及びスクリーニング検査(検査の所要時間と偽装品見逃し率を抑えることにより疑わしい検査品を効率的に選別することが可能な検査)に新たに取り組む、これらの質の高い検査を検査全体の2%に導入する。</p>	<p>◇ 高精度確認検査及びスクリーニング検査実施率：2% (高精度確認検査及びスクリーニング検査件数/科学的検査件数)</p>	<p>③ 食品表示の科学的検査業務 食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を6,635件実施した。 なお、検査の結果、疑義が認められた182件については、農林水産省関係部局等に速やかに報告した。</p> <p>ア 科学的検査の質の向上については、高精度確認検査13件、スクリーニング検査130件、合計143件の質の高い検査を実施した。これら質の高い検査を検査全体の2%に導入した。 【実施率2% (143/6,635)】</p>	<p>評定：B 根拠：高精度確認検査及びスクリーニング検査実施率は2%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>イ 検査対象の重点化では検査品目に関して、農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高</p>	<p>イ 検査対象の重点化では検査品目に関して、農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 原産地表示検査件数の増加率：10% (172件：平成23</p>	<p><主要な業務実績> イ 検査対象の重点化については、検査品目に関して、農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高いものに重点化するとともに、次の検査を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 根拠：原産地表示検査においては、新たな判別技</p>

いものに重点化するとともに、検査項目に関して、過去の違反が多く消費者の関心が高い原産地表示についての検査件数を平成23年度から平成25年度までの検査件数平均より10%増加させる。

いものに重点化するとともに、次の検査を行う。

(7) 原産地表示に関する検査については、過去の違反が多く、国産と外国産の価格差が大きい、うなぎ加工品、塩蔵わかめ等の検査を優先的に行うとともに、端境期があり偽装が生じやすい時期に買上げるなど、検査対象品及び検査時期の選定を適切かつきめ細かに行き、1,900件以上の検査を実施する。また、小麦加工品の産地判別等新たに開発され有効性が確認された判別手法を積極的かつ適切に検査に利用する。

(4) 消費者の関心が高い遺伝子組換え表示に関する検査については、商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行い、豆腐、油揚げ等の検査を、300件以上実施する。

なお、検査の結果、必要に応じて製造業者、流通業者等に対する分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、原料として使用され

年度から平成25年度までの原産地表示検査平均件数(1,722件)からの増加件数)

(7) 原産地表示に関する検査については、検査対象品及び検査時期の選定を適切かつきめ細かに行うとともに、2,088件の検査を実施した。

また、小麦加工品、ごぼうの産地判別等新たに開発され有効性が確認された判別手法を積極的かつ適切に検査に利用した。(表1-2-(1)-1参照)

【増加率21%(増加件数366)/1,722】

(4) 遺伝子組換え表示に関する検査については、商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行い、豆腐、油揚げ等の検査を348件実施した。

検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるものは51件あり、分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、可能な範囲で原料農産物を入手し、遺伝子組換え体の混入率について検査を行った。

なお、分別生産流通管理の実施状況等の調査の結果、原料大豆の取扱いに疑義が生じた1件について、農林水産省関係部局に報告した。

ウ 農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、農林水産省と連携して、生鮮食品816点、加工食品150点、合計966点買上げ、検査を実施した。

検査結果の報告が正確で分かりやすいものとなるよう報告内容の充実に取り組んだ。

エ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査については、その目的に応じた検査内容となるよう要請者の意向を踏まえて174件実施した。また、科学的検査に関する技術的な相談についても、可能な限り対応した。

術を積極的に導入することなどにより増加率は21%となり、計画における所期の目標を上回る成果が認められた。

	<p>た農産物の入手に可能な範囲で取組み、遺伝子組換え体の混入率について検査を行う。</p> <p>ウ 食品のモニタリング 検査では、農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、検査対象とする生鮮食品の一部及び中間流通事業者の取扱う食品等の選定及び買上げを農林水産省と連携して行うとともに、検査結果の報告が正確で分かりやすいものとなるよう報告内容の充実に取り組む。</p> <p>エ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査では、要請の目的に応じた検査内容となるようにするとともに、科学的検査に関する技術的な相談等の協力要請についても、可能な限り対応する。</p>				
<p>④ 食品表示110番等対応業務 食品表示110番等を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報(以下「疑義情報」という。)については、疑義情報接受後、速やかに農林水産省</p>	<p>④ 食品表示110番等対応業務 食品表示110番等を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報(以下「疑義情報」という。)については、手順書に従い速やかに農林水産省関</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 実施率：100% (回付件数/情報提供)</p>	<p><主要な業務実績> ④ 食品表示110番等を通じて寄せられた不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報37件について、事務処理手順書に基づき農林水産省関係部局へ迅速かつ的確に回付した。 【実施率100% (37/37)】 また、不適正表示に関する情報については、農林水産省の指示により、食品表示110番の情報提供に係</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

<p>関係部局へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。</p>	<p>係部局へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。</p>		<p>る立入検査等の指示を受けて16事業所に対して延べ33回の検査を実施し、13件の報告を行った。食品表示110番の情報提供に係る農林水産省からの依頼による科学的検査を26件、その他疑義情報に係る農林水産省からの依頼による科学的検査を5件実施した。</p> <p>違法なJASマーク表示に関する情報については、農林水産省の指示により、食品表示110番等の情報提供に係る立入検査等を5件(7事業所)実施したほか、農林水産省からの食品表示110番の情報提供に係る依頼分析を2件(1商品(3点)、2検査項目)実施した。</p>	
<p>⑤ 調査研究業務</p> <p>食品表示の監視に関する調査研究については、食品表示監視業務へ活用するため、分析技術、判別技術の開発・改良に関する課題を18課題以上実施する。</p> <p>また、調査研究を適切に実施しているかを評価するため、外部有識者の評価を受ける。</p>	<p>⑤ 調査研究業務</p> <p>食品表示の監視に関する調査研究については、食品表示監視業務へ活用するため、分析技術、判別技術の開発・改良に関する課題を18課題以上実施する。</p> <p>また、調査研究を適切に実施しているかを評価するため、外部有識者を含めた委員会を年1回以上開催し、調査研究を適切に実施しているか評価を受ける。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 実施課題数：100% (実施課題数/18課題)</p> <p><その他の指標></p> <p>◇ 外部評価の実績</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑤ 調査研究業務</p> <p>食品表示監視業務へ活用するため、分析技術、判別技術の開発・改良に関する課題を18課題実施した。(別紙「調査研究課題一覧」参照)</p> <p>【実施率100% (実施課題数18/18課題)】</p> <p><主要な業務実績></p> <p>調査研究の結果について、外部有識者を含めた委員会を平成28年2月24日に開催し、調査研究課題毎に評価を受け、調査研究が適切に実施されたと評価を受けた。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：実施率100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり外部有識者の評価を受けており、目標の水準を満たしている。</p>

4. その他参考情報

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(2)	農林水産物等の品質の適正化に関する業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号並びに第2項第1号 JAS法
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	実績なし						予算額（千円）	834,962			
② JAS法に基づく立入検査等業務（立入検査）	3業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／立入検査終了件数）	100%（4/4）						決算額（千円）	736,564			
② JAS法に基づく立入検査等業務（行政部局要請検査）	報告処理率	100%（報告件数／調査終了件数）	100%（5/5）						経常費用（千円）	919,923			
③ア 登録認定機関等に対する調査等の業務（新規登録調査及び登録更新調査）	27業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）	100%（14/14）						経常利益（千円）	△22			
③イ 登録認定機関等に対する調査等の業務（定期的調査）	30業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数／報告件数）	100%（128/128）						行政サービス実施コスト（千円）	1,010,422			
④ JAS規格の見直し等に係る業務（規格調査）	実施率	100%（報告件数／計画件数）	100%（9/9）						従事人員数	96			
④ JAS規格の見直し等に係る業務（原案作成）	実施率	100%（報告件数／計画件数）	100%（6/6）										
④ JAS規格の見直し等に係る業務（JAS規格制度調査）	実施率	100%（報告件数／指示件数）	100%（18/18）										
⑤ 国際規格に係る業務（国内委員会の開催）	国内委員会の開催	—	国内委員会を計4回開催										
⑤ 国際規格に係る業務	国際会議	—	国際会議へ										

(国際会議への出席)	への出席	計5回派遣				
------------	------	-------	--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
JAS法に基づき、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与するため、以下のとおり登録認定機関等の調査、JAS規格に係る検査等業務を行う。	(2) 農林水産物等の品質の適正化に関する業務	<p><主な定量的指標></p> <p>○ 農林水産物等の品質の適正化に関する業務</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目9(項目)×2点(B)=18点</p> <p>B：基準点(18)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(18)<基準点(18)×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>		評価	
① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合は、他の業務に優先して、調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに農林水産大臣等に報告する。	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100%(報告件数/要請件数)</p>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>		
② JAS法に基づく立入検査等業務 JAS法第20条の2第1項及び第2項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大	② JAS法に基づく立入検査等業務 農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)第20条の2第1項及び第2項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、農林	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内(3業務日以内)の処理率：100%(標準処理期間内報告件数/立入検査終了件数)</p>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>		
			<p>① 該当する事案はなかった。</p>	<p>評定：－</p> <p>根拠：実績がないため評価せず。</p>		
			<p>② JAS法第20条の2第1項及び第2項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い次のとおり適正に実施した。</p> <p>・JAS格付等の疑義に関する立入検査を4件(4事業所・延べ14回)実施し、全ての案件について3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告した。【処理率100%(4/4)】</p> <p>なお、立入検査等に対応した製品等検査を20件(10商品等(計18点)、2検査項目)実施した。</p>	<p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内(3業務日以内)の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>		

<p>臣に報告する。</p> <p>また、行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p>水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p> <p>また、行政部局の要請による調査については、適正に実施するとともに、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し速やかに報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 報告処理率（立入検査以外）：100%（報告件数/調査終了件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>行政部局の要請による事業所への調査については、次のとおり、適正に実施し、速やかに結果を取りまとめ、要請者に対し報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省の要請による任意調査2件（4事業所・延べ5回） ・農林水産省が改善命令等を行った事業者に対する改善状況の確認調査3件（3事業所・延べ3回） <p>【処理率100%(5/5)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：報告処理率（立入検査以外）は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>③ 登録認定機関等に対する調査等の業務</p> <p>ア 登録認定機関等の登録及びその更新の申請に係る調査</p> <p>登録認定機関等の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第16条第2項（JAS法第17条の3第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011に基づいて適切に行い、その結果を調査指示から27業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>③ 登録認定機関等に対する調査等の業務</p> <p>ア 登録認定機関等の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。</p> <p>(7) 登録認定機関等の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第16条第2項（JAS法第17条の3第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011に基づいて適切に行い、農林水産大臣の調査指示から27業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p> <p>(4) 調査の結果、登録認定機関等の登録基準へ</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 標準処理期間内（27業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）</p> <p>ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合において、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した期間は調査期間に含まれない。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ JAS法第16条第2項（JAS法第17条の3第2項において準用する場合を含む。）に基づく登録認定機関（登録外国認定機関を含む。以下同じ）の登録及びその更新の申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従いISO/IEC 17011に基づき、次の取組を行った。</p> <p>(7) 登録認定機関の登録及びその更新時における調査（以下「技術上の調査」という。）は、登録の更新時における調査14件について、業務の進行管理を適切に行い全て27業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。</p> <p>【処理率100%(14/14)】</p> <p>なお、登録認定機関の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、平成27年度に調査が終了した389件を依頼のあった農林水産省に報告した。（表1-2-（2）-1参照）</p> <p>(4) 調査の結果、登録認定機関等の登録基準への適合性が確認されない案件はなかった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内（27業務日以内）の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

	<p>の適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告し、連携して適切に対応する。</p>				
<p>イ 登録認定機関等に対する定期的調査 登録認定機関等に対する定期的調査は、認定事業者の格付業務に対する登録認定機関等の指導が適切に行われているか否かを確認するため、ISO/IEC 17011に基づいて、農林水産省が依頼した登録認定機関等に対して実施し、その結果を事業所調査終了後30業務日以内に農林水産省に報告する。</p>	<p>イ 定期的調査は、認定事業者の格付業務に対する登録認定機関等の指導が適切に行われているか否かを確認するため、ISO/IEC 17011に基づいて農林水産省が依頼した登録認定機関等に対して適切に実施し、その結果を事業所調査終了後30業務日以内に農林水産省に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 定期的調査は、次の検査及び調査を伴う事業所調査によって実施し、検査及び調査の結果、適正でない事項を認めた場合には、登録認定機関等に対し必要な是正処置を求めるとともに、是正処置状況の確認を行う。 (7) 格付品検査は、各登録認定機関等の認定事業者数、前回の定期的調査の結果等を勘案して各登録認定機関等ごとの検査件数を配分することとし、800件以上の検査を実施する。 (4) 立会調査は、各登録認定機関等の認定事業者数、前回の定期的調査の結果等を勘案して各登録認定機関等ごと</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 標準処理期間内(30業務日以内)の実施率:100%(標準処理期間内報告件数/報告件数) ただし、登録認定機関等へ行った是正要求に対する是正報告が提出されるまでの期間は報告期間に含めない。</p>	<p><主要な業務実績> イ 定期的調査は、ISO/IEC 17011に基づいて農林水産省が依頼した登録認定機関等に対して適切に実施し、事業所調査が終了した128機関について、全て30業務日以内に農林水産省へ報告した。(表1-2-(2)-2参照) 【実施率100%(128/128)】 定期的調査は、次の検査及び調査を伴う事業所調査によって実施し、検査及び調査の結果、適正でない事項を認めた48件について、登録認定機関等に対し必要な是正処置を求めるとともに、是正処置状況の確認を行った。(表1-2-(2)-3参照) (7) JAS製品の検査(「格付品検査」)は、855件実施し、不適合があった13件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。 なお、格付品検査の結果、登録認定機関の認定業務に3件の不適合が確認され、登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。 (4) 現場に立ち会って行う調査(「立会調査」)は、312件実施し、不適合があった19件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。 (7) 品位等品質の基準を内容としたJAS規格に係る登録認定機関等に対して実施する製品検査のための施設の調査(「製品検査施設調査」)は、62件実施し、不適合があった4件については、文書により是正要求を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定:B 根拠:標準処理期間内(30業務日以内)の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

	<p>の調査件数を配分することとし、250件以上の調査を実施する。</p> <p>(7) 品位等品質についての基準を内容とするJAS規格に係る登録認定機関等については、(7)及び(4)の他、製品検査のための施設の調査を実施する。</p>			
<p>④ JAS規格の見直し等に係る業務</p> <p>JAS規格の見直し等については、農林水産大臣が作成及び公表する「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づき、農林水産大臣からの指示に従い規格調査及び原案の作成を適切に行う。また、農林水産省からの依頼に基づき、JAS法第15条の2第2項に定める同等性のある国として承認するための審査に必要な調査などJAS規格制度の適切な運用に資するための調査等を行う。</p>	<p>④ JAS規格の見直し等に係る業務</p> <p>JAS規格の見直し等については、「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づき、農林水産大臣からの指示を受けて規格調査及び原案の作成を適切に行う。</p> <p>また、農林水産省からの依頼を受けて、JAS法第15条の2第2項に定める同等性のある国の審査に必要な調査などJAS規格の適切な運用に資するための調査等を行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 規格調査実施率：100%（報告件数/計画件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>④ 農林水産大臣の指示を受け、「日本農林規格の制定等に関する計画（平成27年度）」に基づき、9品目14規格について、農林水産大臣に規格調査の結果を報告した。</p> <p>（表1-2-（2）-4参照）</p> <p>【処理率100%：品目（9/9）、規格（14/14）】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：農林水産大臣からの指示に対する報告の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
		<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 原案作成実施率：100%（報告件数/計画件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>農林水産大臣の指示を受け、「日本農林規格の制定等に関する計画（平成27年度）」に基づき、FAMICを事務局とする合議体を設置し原案作成機関として6品目7規格について、原案をとりまとめ農林水産大臣に報告した。</p> <p>【処理率100%：品目（6/6）、規格（7/7）】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：農林水産大臣からの指示に対する報告の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
		<p><主な定量的指標></p> <p>◇ JAS規格制度の運用に資する調査実施率：100%（報告件数/指示件数）</p> <p>ただし、次年度以降に報告する件数を除く。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>農林水産省からの依頼を受け、次の調査会等を開催し、JAS規格の適切な運用に資するための調査等を実施し、農林水産省に報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「集成材の日本農林規格、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格及び直交集成板の日本農林規格に規定された接着剤に係る同等性能評価基準検討委員会」を1回開催し、1件の審議を行い報告した。 ・「集成材の日本農林規格に規定された接着剤に係る同等性能確認等審査委員会」を3回開催し、12件の審議を行い報告した。 ・「直交集成板の日本農林規格に規定された接着剤に係る同等性能確認等審査委員会」を1回開催し、3件の審 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：農林水産省からの依頼に対する報告の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

			<p>議を行い報告した。</p> <p>・「枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格に規定された接着剤に係る同等性能確認等審査委員会」を1回開催し、2件の審議を行い報告した。</p> <p>【実施率100%(18/18)】</p> <p>この他、農林水産省からの依頼を受けて、分析法の見直しに伴う妥当性確認試験のための文献調査、ヒアリング及び分析試験を実施した。</p> <p>妥当性確認のための分析試験については、外部有識者等による委員会で評価を行った後、農林水産省へ報告した。</p>	
<p>⑤ 国際規格に係る業務</p> <p>国際規格に係る業務について、国際標準化機構（ISO）が制定等する国際規格へ国内意見を反映させるため国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として、リエゾンTCを含む情報の収集、国内の意見集約等、国際標準作成に関する活動を行う。</p>	<p>⑤ 国際規格に係る業務</p> <p>国際規格に係る業務について、国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行う。</p> <p>ア 必要に応じて外部有識者等からなる委員会を設置し、リエゾンTCの活動を含む情報の収集、国内の意見集約等を行う。</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇ 国内委員会の開催</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑤ 国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、官能分析分科委員会（TC34/SC12）、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会（TC34/SC16）、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会（TC34/SC17）、木質パネル専門委員会/合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として次のとおり国際標準作成に関する活動を行った。</p> <p>ア 外部有識者等からなる委員会の設置、情報の収集、国内の意見集約等</p> <p>[TC34/SC16]</p> <p>国内委員会 1回開催</p> <p>[TC34/SC17]</p> <p>国内委員会 1回開催</p> <p>[TC89/SC3]</p> <p>国内委員会 1回開催</p> <p>[TC218]</p> <p>国内委員会 1回開催</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり必要に応じて国内委員会を開催しており、目標の水準を満たしている。</p>
	<p>イ 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣する。</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇ 国際会議への出席</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 国際会議への職員等の派遣</p> <p>[TC34/SC16]</p> <p>国際会議 1回派遣（1名）</p> <p>[TC34/SC17]</p> <p>国際会議 1回派遣（1名）</p> <p>[TC89/SC3]</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり必要に応じて職員等を国際会議等に派遣しており、目標の水準を満たしている。</p>

			<p>国際会議 1回派遣（1名） 〔TC218〕</p> <p>国際会議 1回派遣（1名） 〔TC165（FAMICで国内審議団体事務局は設置していないが、TC89/SC3及びTC218と関連があるTC）〕</p> <p>国際会議 1回派遣（0名）</p> <p>また、コーデックス食品規格委員会関連の国内会議に8回出席し、総会及び各部会等で検討されている食品規格の分析法及び検討状況等の情報を収集、整理した。</p>		
	<p>⑥ 新たな農林水産行政分野への積極的な対応</p> <p>農林水産省が推進する新たな行政施策に貢献するため、JAS規格に係る検査等業務を通じてFAMICが培った専門的・技術的な知見に加え、食品安全等に関する研修を行うことにより必要な知識を習得する。</p>		<p><主要な業務実績></p> <p>農林水産省が推進する新たな行政施策に貢献するため、食品安全等に関し、HACCPの基礎的知識を習得するための研修を、JAS規格に係る職務に従事している職員を対象に実施した。</p>		

4. その他参考情報

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条及び第12条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数／要請件数）	実績なし					予算額（千円）	133,389				
② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務（農林水産省依頼分析）	実施率	100%（報告分析件数／依頼分析件数）	100% (1,788件/1,788件)					決算額（千円）	122,061				
③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立（SOP作成）	実施率	100%（年度内SOP作成数／指示課題数）	100% (10件/10件)					経常費用（千円）	153,381				
④ ISO/IEC 17025要求事項への適合性の維持	ISO/IEC 17025への適合性の維持	—	ISO/IEC 17025への適合性を維持					経常利益（千円）	△4				
								行政サービス実施コスト（千円）	164,740				
								従事人員数	13				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務</p> <p>中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目3（項目）×2点（B）=6点</p> <p>B：基準点（6）×9／10 ≤ 各小項目の合計点（6）<基準点（6）×12／10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p>		評定
農林水産省が行う食品の安	3 食品の安全性に関するリス	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	

全性向上の取組に資するため、食品に含有する有害化学物質の分析を進める。

① 農林水産省からの緊急命令等業務

農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。

ク管理に資するための有害物質の分析業務

① 農林水産省からの緊急命令等業務

農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、機動的かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行う。

ア 緊急の命令があった場合等には、他の業務に優先して、必要な調査、分析又は検査を進行管理を適切に行いつつ機動的かつ正確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。

イ 食品安全に係る有害化学物質の調査研究結果及び緊急時に活用する可能性の高い研究論文、国際規格等を平時から整理し、必要時に分析方法等を速やかに参照できる体制を維持する。

ウ 専門的知見を有する職員、分析機器及び外部有識者や外部機関に係る情報の登録・更新を行う。また、必要に応じて、緊急命令等があった場合の組織とし

◇ 実施率：100%(報告件数/要請件数)

① 緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行った。

ア 該当する事案はなかった。

イ 緊急の要請に備え、次の取組を行った。

危害要因のうち有害化学物質に関する分析試験方法や規準について、飼料分析基準、EU法、AOAC法、CODEX規格等から検索して作成しているデータベースを最新の情報に更新した。また、要請が想定される事案ごとに研究論文や分析方法等を整理するとともに、インターネット上の情報についても検索できるようデータベースを更新した。

ウ 緊急分析として想定される項目を整理し、その内容に応じた分析技術等を有する職員及びその際に用いる分析機器(GC/MS、LC/MS/MS、ICP-MS及びリアルタイムPCR等)の登録・更新を行った。また、外部有識者や外部機関の情報のデータベースを更新した。

評定：-

根拠：アについては農林水産省からの緊急要請がなかったため評価せず。

なお、指標のないイ、ウの業務については計画のとおり適切に実施している。

	ての対応や処理の手順を見直す。			
<p>② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務</p> <p>農林水産省が示す「平成27年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」において調査対象とされた有害化学物質及び食品群のうち、農林水産省が依頼するものについて、調査実施要領及び仕様書に従って分析を実施し、報告する。</p>	<p>② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務</p> <p>「平成27年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」において調査対象とされた有害化学物質及び食品群のうち、かび毒等、農林水産省からの依頼があったものについて、進行管理を適切に行いつつ、調査実施要領及び仕様書に従って分析を実施し、農林水産省の示す様式に従い、分析結果を的確かつ速やかに報告する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100%（報告分析件数/依頼分析件数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」に含まれる以下の品目と有害化学物質の組合せについて農林水産省から依頼のあった実態調査を1,788件実施し、全ての結果を農林水産省に報告した。（表1-3-1参照）</p> <p>【実施率100%（1,788/1,788）】</p> <p>〔農産物〕</p> <p>国産麦類中のかび毒※1について、農林水産省からの依頼「平成27年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための分析業務について（平成27年4月1日付け26消安第6710号農林水産省消費・安全局長通知）」、「平成27年度農産物のかび毒含有実態調査の実施について（平成27年5月19日付け27消安第965号農林水産省消費・安全局通知）」及び「平成27年度農産物のかび毒含有実態調査（緊急対応調査）の実施について（平成27年6月16日付け27消安第965号-1農林水産省消費・安全局通知）」並びに「平成27年度農産物のかび毒含有実態調査（緊急対応調査）の実施について（平成27年6月22日付け27消安965号-2農林水産省消費・安全局通知）」に基づき、依頼のあった麦類中のかび毒1,686点の分析を実施し、その結果を報告した。また、ふき及びふきのとう中のピロリジジナルカロイド102点の分析を実施し、その結果を報告した。</p> <p>※1：デオキシニバレノール（DON）・3-アセチルDON・15-アセチルDON、ニバレノール（NIV）・4-アセチルNIV、T-2トキシン・HT-2トキシン、ゼアラレノン、DON-3-グルコシド、ジアセトキシシルペノール</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：農林水産省からの依頼分析件数に対する報告分析件数は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p>
<p>③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立</p> <p>すでに分析能力を確立している一部のかび毒分析に加えてサーベイランス・モニタリングの確認</p>	<p>③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立</p> <p>農林水産省が調査を検討しており、サーベイランス・モニタリングの確認分析の必要性が高い有</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 実施率：100%（年度内SOP作成数/指示課題数）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>③ 農林水産省からの指示、「平成27年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための分析業務について（平成27年4月1日付け26消安第6710号農林水産省消費・安全局長通知）」に基づき、危害要因と食品の組合せ10課題について、次のとおり10件</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：農林水産省からの指示課題数に対する年度内SOP作成数は、100%であり、計画における</p>

<p>分析や民間分析機関で分析困難な有害化学物質の分析を可能にするため、農林水産省が指示する有害化学物質と食品の組合せについて、コーデックス委員会が示す妥当性の規程を満足する信頼性データを備えた分析の標準作業手順書（SOP）を作成し、分析能力を確立する。</p>	<p>有害化学物質や民間分析機関での対応が困難な有害化学物質等について、コーデックス委員会の示す妥当性の規程を満たす試験法の標準作業手順書（SOP）を作成し分析能力の確立に取り組む。</p>		<p>の標準作業手順書を作成した。 【実施率100%（10/10）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LC-MS/MSによるふき及びふきのとう中のピロリジジナルカロイド類分析標準作業書 ・ GC-MSによるフレンチフライポテト、レトルトカレー中のアクリルアミド分析標準作業書 ・ GC-MS/MSによるアクリルアミド分析標準作業書（インスタントコーヒー、ほうじ茶） ・ LC-ICP-MSによる形態別ヒ素の分析標準作業書（玄米、精米） ・ GC/MSによるアクリルアミド分析標準作業書（ポテトスナック、ビスケット、パン類、米菓、麦茶） ・ LC-MS/MSによるアフラトキシン類分析標準作業書（玄米、小麦、大麦） ・ LC/MS/MSによるかび毒の一斉分析標準作業書（ジアセトキシシシルベノールの追加） ・ GC/MSによるアクリルアミド分析標準作業書案（ポテトスナック、ビスケット、パン類、米菓、麦茶、コーヒー豆）（コーヒー豆の追加） ・ LC-MS/MSによるオクラトキシンAの分析標準作業書案 ・ LC/MS/MSによるフモニシン類（B1、B2、B3）の一斉分析標準作業書案 <p>このほか、以下の2件の標準作業手順書を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HPLC-FLによるアフラトキシン類分析標準作業書（黒糖、落花生またはその加工品） ・ 誘導結合プラズマ質量分析計（ICP-MS）を用いた魚介類中の総ヒ素、カドミウム、総水銀及び鉛分析標準作業書 <p>また、民間の分析機関での測定結果を確認するため加工食品30点のアクリルアミドの分析及び加工食品20点のアフラトキシンの分析を行った。</p>	<p>所期の目標を達成している。 このほか、2件について標準作業手順書を作成し、分析能力を確立した。</p>
<p>④ ISO/IEC 17025要求事項への適合の維持 農林水産省が行う食品</p>	<p>④ ISO/IEC 17025要求事項への適合の維持 農林水産省が行う食品の</p>	<p><その他の指標> ◇ ISO/IEC 17025への適合性の維持</p>	<p><主要な業務実績> ④ 平成26年1月24日付けで取得したISO/IEC 17025試験所認定（GC-MSによる小麦中のトリコチセン系かび毒の定量試験）について、内部監</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおりISO/IEC 17025</p>

<p>の安全に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、分析機関に求められる国際標準である「ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づき、認定機関によるサーベイランスの結果を踏まえて、すべての要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。</p>	<p>安全に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、平成25年度に適合認定を取得した「ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」について、認定機関によって実施されるサーベイランスの結果を踏まえて、引き続き全ての要求事項に適合し、認定試験所としての体制を維持する。</p>		<p>査を着実に実施し、全ての要求事項への適合を確認するとともに、継続的改善を図るためマネジメントレビューを着実に実施し、認定試験所としての体制を維持した。</p> <p>また、他の分析試験についてもISO/IEC 17025に基づくマネジメントを適用し、分析試験業務を行った。</p>	<p>に基づく品質保証体制を維持しており、目標の水準を満たしている。</p>	
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-4	その他の業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第6号及び第11号並びに第2項第8号 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 （平成15年法律第97号）
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(1) カルタヘナ法関係業務	実施率	100%（報告件数／ 立入検査件数）	実績なし					予算額（千円）	385,951				
(2) 情報提供業務 ① ホームページ等による 情報提供（ホームベ ージ）	顧客満足度	5段階評価平均値3. 5	3.7					決算額（千円）	360,696				
① ホームページ等による 情報提供（メールマ ガジン）	顧客満足度	5段階評価平均値3. 5	3.9					経常費用（千円）	458,915				
① ホームページ等による 情報提供（広報誌）	顧客満足度	5段階評価平均値3. 5	4.0					経常利益（千円）	2,136				
② 事業者等からの講師 派遣依頼等	顧客満足度	5段階評価平均値3. 5	4.5					行政サービス実施 コスト（千円）	498,469				
③ 講習会の開催	顧客満足度	5段階評価平均値3. 5	4.0					従事人員数	49				
(3) 検査・分析に係 る信頼性の確保及び 業務遂行能力の継続 的向上 (分析業務の精度管理)	実施率	外部技能試験の実 施予定数に対する 実施率	100% (14/14)										
(技術研修の実施)	実施率	100%	100% (57/57)										
(4) 関係機関との連 携 ① 国民生活センターと の連携	国民生活セ ンターから の依頼によ る分析	－	実績なし										
② 国際技術協力要請	実施率	100%	100%										

(専門家の派遣)			(2/2)						
② 国際技術協力要請 (海外研修員の受入)	実施率	100%	100%						
			(3/3)						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
		<主な定量的指標> ○ その他の業務 中項目の評価は、小項目別(◇)の評価結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定： B 根拠：◇小項目9(項目)×2点(B)=18点 B：基準点(18)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(18) <基準点(18)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。		評価	
(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。「カルタヘナ法」という。)第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施し、その結果を指示した期間内に農林水産大臣に報告する。	(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。「カルタヘナ法」という。)第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施し、その結果を指示期間内に農林水産大臣に報告する。 また、立入検査等を行うための規程等を必要に応じて見直す。	<主な定量的指標> ◇ 実施率：100%(報告件数/立入検査件数)	<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。		

<p>(2) 情報提供業務</p> <p>国民の食に関する知識や食品に対する信頼性の向上及び安全で信頼できる農産物の生産・流通に資するため、農業生産資材及び食品の品質や安全性、表示等に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果など、F A M I Cの業務に関して生産者、事業者等の関心の高い情報を、ホームページ、メールマガジン、広報誌及び講習会等の実施により分かりやすく提供する。このため、以下の取組を行う。</p>	<p>(2) 情報提供業務</p>				
<p>① ホームページ等による情報提供</p> <p>ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて、国民に対し、肥料、農薬、飼料、飼料添加物等の農業生産資材の安全性に関する情報や、食品の品質及び表示に関する情報をわかりやすく提供する。</p> <p>ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。</p>	<p>① ホームページ等による情報提供</p> <p>ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、J A S製品の品質に関する情報、食品表示に関する情報、農薬登録に関する情報、農業生産資材の安全性に関する情報や企業等からの相談事例等を速やかに提供する。</p> <p>イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを毎月3回以上配信する。</p>	<p>ホームページ</p> <p><その他の指標></p> <p>◇ 顧客満足度3.5以上 : 5段階評価平均値</p> <p>メールマガジン</p> <p><その他の指標></p> <p>◇ 顧客満足度3.5以上 : 5段階評価平均値</p> <p>広報誌</p> <p><その他の指標></p> <p>◇ 顧客満足度3.5以上 : 5段階評価平均値</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 情報提供業務を的確に行うため、次の取組を行った。</p> <p>ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、J A S製品の品質に関する情報、食品表示に関する情報、農薬登録に関する情報、農薬・肥料・土壌改良資材・飼料・飼料添加物・ペットフードの安全性に関する情報や企業等からの相談事例等をホームページに速やかに掲載した。また、トップページに相談事例及びQ&Aへのリンクをまとめたコーナー並びにサイト内検索窓を設置し、より使いやすく分かりやすいホームページにした。(更新回数 195回、アクセス回数474,493回)</p> <p>[ホームページの主な掲載内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品等検査関係情報 (J A S規格、食品表示、調査研究報告、分析マニュアル等) ・農薬検査関係情報 (登録・失効情報、農薬登録情報検索システム、農薬登録申請、G L P適合確認申請等) ・肥料検査関係情報 (関係法令・通知、肥料登録申請手続き、肥料登録銘柄検索システム、肥料等試験法・飼料分析法・愛玩動物用飼料等の検査法、検査結果の公表等) ・O I Eコラボレーティング・センターとしての活動 	<p>ホームページ</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p> <p>メールマガジン</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p> <p>広報誌</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

ウ 業務に関連した情報や知見などをわかりやすく提供するため、広報誌を4回以上発行する。

エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員から成る委員会を年10回以上開催する。

オ ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。

また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。

(輸入飼料原料の有害物質のモニタリング結果及び概要、分析法、ハザードカード、飼料研究報告(要旨)等)

- ・ISO・CODEX・国際協力関連情報
- ・センター情報(行事・講習会等情報、相談窓口等)
- ・公表事項(独立行政法人通則法に基づく公表事項、調達情報等)

イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを毎月3回以上、合計49回(3月末現在登録者数6,392、延べ配信数311,887通)配信した。

[メールマガジンの主な掲載内容]

FAMICの情報(行事・講習会等)及び食の安全と消費者の信頼確保に関する情報(各府省の報道発表資料等)

ウ 業務に関連した情報や知見などをわかりやすく提供するため、広報誌「新・大きな目小さな目」を4回(毎回5,000部)発行し、地方公共団体等に配付した。

[広報誌の主な掲載内容]

- ・肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材に関する情報
- ・表示のQ&A
- ・行政情報
- ・食と農のサイエンス

エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員を構成員とする情報提供推進委員会を12回開催し、ホームページ、メールマガジン、広報誌等における提供情報の的確性及びわかりやすさ等について検討を行い、ホームページの掲載内容等必要な見直しを行った。

オ 利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施した。各業務ごとの顧客満足度(5段階評価)の平均値は、次のとおり3.5以上の評価であった。

- ・ホームページ 3.7

			<ul style="list-style-type: none"> ・メールマガジン 3.9 ・広報誌 4.0 	
<p>② 事業者等からの講師派遣依頼等</p> <p>事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、事業者等の求める情報の内容に留意しつつ、検査等業務を通じて蓄積した専門的・技術的な知見を活用して情報を提供する。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。</p> <p>事業者等からの講習・講師派遣依頼等については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。</p>	<p>② 事業者等からの講師派遣依頼等</p> <p>事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、以下の取組を行う。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。</p> <p>ア 事業者等からの依頼を受けて、農業生産資材の安全の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資する技術的な情報を提供する講習会等へ、講師を積極的に派遣する。</p> <p>イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習等で使用したテキスト等のデータベース化やその更新等を行う。</p> <p>ウ 事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、受け付けた相談を整理し、重要な事例を相談事例集に収録し、相談対応マニュアルの改善を行う。</p> <p>エ 事業者等からの依頼</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇ 顧客満足度3.5以上 : 5段階評価平均値</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等を適切かつ積極的に対応するため、次の取組みを行った。</p> <p>ア 事業者等から依頼を受けて、講習会に88回（参加者5,981名）役職員を講師として派遣した。 事業者からの依頼に基づく研修を4回（参加者33名）行った。また、事業者等からの要請に応じて、委員会等に役職員を53回派遣した。</p> <p>イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習会で使用したテキスト等のデータベース化を15件、更新等を12件行い、テキスト等作成作業の効率化を行った。（データベース化されたテキスト等87件）</p> <p>ウ 相談窓口業務においては、企業等からの食品の品質等に関する相談6,135件に対応した。また、消費者からの相談は、行政サービスの一環として対応した。（表1-4-1参照） 事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、受け付けた相談を整理し、重要な事例6件を「企業相談事例集」に追加収録するとともに既存の収録内容を精査し、相談対応マニュアルの改善を行った。（全収録数20件）</p> <p>エ 提供情報の的確性、わかりやすさ、受講者のニーズ及び業務の成果・効果の把握等に資するため講師派遣、依頼に基づく研修の業務について、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の業務への活用について把握した。顧客満足度（5段階評価）の平均値は、4.5であった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p>

	<p>による講習会及び講師派遣については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>				
<p>③ 講習会の開催 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、事業者、検査機関、都道府県等に対して、法令に関する知識、検査技術、分析技術、食品の品質・表示等に関する講習会を開催する。 FAMICが主催する講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。</p>	<p>③ 講習会の開催 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し、次の取組を行う。 ア 事業者を対象に、農業生産資材、食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を7回以上開催する。 イ 都道府県の職員を対象に、肥料の分析に関する講習会を1回以上開催する。 ウ 都道府県の消費生活センターの職員等</p>	<p><その他の指標> ◇ 顧客満足度3.5以上 ：5段階評価平均値</p>	<p>③ 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行った。 ア 事業者を対象に食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を8回（参加者330名）開催した。 イ 都道府県の職員を対象に、分析に関する講習会として「肥料分析実務者研修」を1回（参加者8名）開催した。 ウ 都道府県の消費者担当部局及び消費生活センター職員等を対象として、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回（参加者99名）及び都道府県の飼料業務担当の職員を対象として飼料等安全性検査技術に関する研修を2回（参加者10名）開催した。 エ サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、主催講習会について、利用者等に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の主催講習会への活用について把握した。各業務ごとの顧客満</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

	<p>を対象に、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回以上開催する。</p> <p>エ 主催講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>		<p>足度（5段階評価）の平均値は、4.0であった。</p> <p>なお、FAMICが主催する講習会や研修会のうち個別に顧客満足度が3.5を下回ったものが1件あったことから、アンケート調査で把握した意見や要望を基に、原因を究明、改善措置を講じた。</p> <p>（原因）FAMICが主催する講習会において招聘した外部講師が講義に不慣れであったことと考えられた。</p> <p>（改善措置）講習会のテーマの選定、外部講師への依頼方法及び講師の選定に際しては、検討会を設けて今まで以上に十分な協議・検討を行うこととした。</p>	
<p>(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上</p> <p>検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。</p>	<p>(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上</p> <p>検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。</p>			
<p>① 分析業務の精度管理</p> <p>分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。</p>	<p>① 分析業務の精度管理</p> <p>分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、ISO/IEC 17025又はGLPの考え方により、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 外部技能試験の実施予定数に対する実施率</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 外部機関が主催する技能試験に検査分析に携わる職員を参加（14回、延べ50名）させた。あわせて、各部署において個別の分析業務の目的等に応じた内部精度管理を実施した。</p> <p>【実施率100%（14/14）】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり外部技能試験を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>

を推進し、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。

なお、外部機関が主催する技能試験のうち、満足な結果が得られなかった試験が1回（とうもろこし粉のトリコテセン類かび毒）あった。原因究明の結果、使用する測定機器の測定条件を調整することにより満足な結果が得られることがわかった。とうもろこしの測定条件を標準作業手順書に記載し、とうもろこしを分析試料とする場合には、適切なデータが得られる体制とした。

また、検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務に応じて次の取組を行った。また、FAMICとして統一された考え方による品質保証体制の構築に当たり、分析試験等の信頼性確保に関する重要事項を審議する品質システム委員会において、分析試験等の信頼性確保に関する方針に基づく各部署の目標及びその達成状況が報告・審議され、了承された。

肥料の検査・分析

ISO/IEC 17025の考え方に従い、肥料試験品質マニュアル及び信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を行った。また、担当部長をトップマネジメントとし、肥料試験マネジメントシステムのマネジメントレビューを行い、内部監査、外部精度管理、内部品質管理等の結果を検証した。

農薬の検査・分析

- (7) 集取農薬の分析及び農産物中の残留農薬の分析については、「集取農薬の分析業務における信頼性の確保に係る管理規程」及び「農産物に係る農薬の使用及び残留実態調査実施規程」等の基準文書に基づき、業務管理及び技術管理を行った。
- (4) 基準文書の見直しについては、ISO/IEC 17025の考え方に基いた分析業務管理システムの構築に向け、検討グループ会合を3回開催し、平成26年度に作成した「農薬検査部試験所試験業務品質マニュアル」、二次文書（手順書）及び三次文書（標準作業書）の暫定版に則り、教育訓練、要員の指名・配置、試験、内

			<p>部監査、マネジメントレビュー等の試行を行った。また、この試行の状況を踏まえて、正式文書化に向けて改訂を行った。</p> <p>飼料及び飼料添加物並びにペットフードの検査・分析 G L Pの考え方に従い、試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき、試験を実施し、信頼性保証部門による査察を行った。また、飼料等試験業務信頼性確保委員会を開催し、査察等の検証を行った。</p> <p>食品等の検査・分析 I S O / I E C 1 7 0 2 5の考え方に従い、基準文書に基づく分析野帳や試験管理台帳等の必要な記録の励行と確認を意識した分析試験等の信頼性確保に関する目標を掲げ、さらなる業務管理を図った。</p>	
<p>② 技術研修の実施 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施する。</p>	<p>② 技術研修の実施 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力の継続的向上を推進するため、平成27年度職員技術研修計画に基づき、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を実施する。</p>	<p><主な定量的指標> ◇ 実施率：100%(実施件数/計画件数)</p>	<p><主要な業務実績> ② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、平成27年度職員技術研修計画(全57件)に基づき、次とおり研修を行った。 【実施率100%(57/57)】 なお、研修の実施に当たっては、研修効果の適切な評価に資するためのレポート等により研修効果を検証するとともに、必要に応じて講義内容及び講師選定の見直しを行い、また、事前学習課題を配布し、効果的な実施に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析研修 14件 遺伝子組換え体の検知技術、農薬残留分析専門技術、LC/MS等の分析機器の操作等に関する分析技術研修を行った。 ・業務研修 31件 農林水産省が推進する新たな行政施策に貢献するため、食品安全等に関し、H A C C Pの基礎的知識を習得するための研修を実施した。また、各法令に基づ立入検査に関する知識及び技術を習得するため、J A S法立入検査員内部研修、肥料及び土壌改良資材の法令等研修、飼料及びペットフードの法令等研修、農薬取締法に基づく農薬等の集取及び立入検査に係る研修等 	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施しており、所期の目標を達成している。</p>

			<p>を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術資格取得研修 9件 ISO9000審査員研修、農薬GLP基礎研修等の資格取得に係る研修等を行った。 ・その他 3件 新規採用者等を対象とした基礎研修等を実施した。 	
<p>(4) 関係機関との連携</p> <p>① 国民生活センターとの連携</p> <p>独立行政法人国民生活センターとの連携については、同センターが実施する商品テスト事業に必要な分析のうちFAMICのみが分析可能な項目を対象に、具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを定めた両者間の協定に基づき、適切に対応する。</p>	<p>(4) 関係機関との連携</p> <p>① 国民生活センターとの連携</p> <p>独立行政法人国民生活センターとの連携については、両者間の協定に基づき、適切に対応する。</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇ 国民生活センターからの依頼による分析</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① (独)国民生活センター(以下「国セン」という。)との協定(平成23年5月17日締結)に基づき、FAMICが分析対応する事案はなかった。</p> <p>なお、国センとの合意(平成20年3月3日合意)に基づきFAMICの主催する研修会の講師として国セン職員の招へい(1回)、本部に設置されたPIONETの端末の利用、国センが開催する商品・テスト分析・評価委員会に委員を派遣(2回)等の連携を図った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：-</p> <p>根拠：実績がないため評価せず。</p> <p>なお、指標のない業務については計画のとおり適切に実施している。</p>
<p>② 国際技術協力要請</p> <p>独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。</p>	<p>② 国際技術協力要請</p> <p>農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 専門家の派遣実施率：100% (派遣実施件数/依頼件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>② (独)国際協力機構(JICA)等からの要請を踏まえ、以下の取組を行った。</p> <p>JICAから技術協力専門家の派遣要請があり、職員を2回(2名)派遣した。</p> <p>【実施率100%(2/2)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：要請のあった技術協力専門家の派遣実施率が100%であり、事業計画における初期の目標を達成している。</p>
		<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 海外からの研修員の受入実施率：100% (受入件数/依頼件数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>JICA等からの要請により海外からの研修員を受入れ、JAS制度、食品の表示制度、飼料安全制度、食品及び飼料等の分析技術等に関する研修を3回(延べ10か国、20名)実施した。</p> <p>【実施率100%(3/3)】</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：要請のあった海外からの研修員受入実施率が100%であり、事業計画における初期の目標を達成している。</p>

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	業務運営の改善		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務運営の改善	業務運営の改善状況	—	業務運営懇談会1回開催 無駄削減プロジェクトチーム2回開催					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 業務運営の改善 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B 根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）＝2点 B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評定
<p>1 業務運営の改善</p> <p>業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について評価・点検するとともに、国民目線を取り入れた業務改善活動の取組を行う。</p>	<p>1 業務運営の改善</p> <p>効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行う。</p> <p>① 効率的・効果的な業務運営が行われているか確認するため、四半期毎に予算の執行状況及び業務の進捗状況を役員会で審議する。</p> <p>② 外部の有識者を含めた業務運営に関する懇談会</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇ 業務運営の改善状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行った。</p> <p>① 事業計画に基づく各部門の業務進捗状況を四半期ごとに取りまとめ、役員会において法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について審議することにより、予算の執行状況と業務の進捗状況を一体的に把握し、以後の業務執行に対する指示を行った。</p> <p>② 外部の有識者の参画による「業務運営懇談会」を開催し、平成26年度及び第3期中期目標期間の業務実績評価、平成27年度事業計画と実施状況などについて</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B 根拠：計画のとおり業務運営の改善の取組を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	

	<p>を年1回開催し、業務運営全般についての助言を受けることにより、国民の目線を取り入れた業務改善活動を行う。</p> <p>③ 業務運営の改善を推進するため、役職員からなる無駄削減プロジェクトチームにおいて、「国の行政の業務改革に関する取組方針 ～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）等を踏まえ、業務改善が図られる取組の検討を行う。</p>		<p>て説明を行った。外部の有識者からは、「HPについて、視覚障害者がアクセスしやすく対応したページを用意するなど検討した方が良い。」等の意見を受けた。外部の有識者からの意見に対応して適宜改善を図るとともに、その対応状況についてフォローアップを行い、平成28年度の業務運営懇談会で報告することとしている。</p> <p>（フォローアップの具体例）</p> <p>意見：残留農薬の分析に係る技術について、情報発信に努めてほしい。</p> <p>対応：新たに「残留農薬分析技術に関する情報」を設けて、農産物中の残留農薬についての調査分析で使用している分析法や調査研究の成果を掲載し、情報提供を行った。</p> <p style="text-align: right;">他9件</p> <p>③ 業務運営の改善を推進するため、役職員からなる無駄削減プロジェクトチームを2回開催し、業務改善が図られる取組として電子決裁システム、Web会議等の導入に向けた検討を行った。</p>	
--	--	--	---	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	業務運営コストの縮減		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(1) 業務運営コストの縮減 (一般管理費削減率)	3%以上の抑制	520,016千円	4.5%削減 (496,799千円)					経常経費のみを比較している。
(業務経費削減率)	1%以上の抑制	765,336千円	12.5%削減 (669,378千円)					〃
(2) 業務運営コストの縮減状況	業務運営コストの縮減状況	—	アウトソーシング6件、 無駄削減の取組目標の策定・実施					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 業務運営コストの縮減中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目3(項目)×2点(B)=6点</p> <p>B：基準点(6)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(6) < 基準点(6)×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評定
2 業務運営コストの縮減 (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については少なくとも平成26年度比3%以上の抑制、業務経費については少なくとも	2 業務運営コストの縮減 (1) 人件費を除く運営費交付金を充当して行う事業について、少なくとも平成26年度比で一般管理費(人件費を除く。)を3%以上、業務経費を1%以上抑制することを目標に、(2)による業務の見直し及び効率化	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 一般管理費削減率：3%以上</p> <p>◇ 業務経費削減率：1%以上</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 人件費を除く運営費交付金で行う事業については、検査等業務の合理化及び効率化を図ること等により、平成26年度に比べて一般管理費で4.5%、業務経費で12.5%の抑制となった。</p> <p>(2) 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行った。</p> <p>① 「アウトソーシング実施規程」に基づき、外部委</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：一般管理費は平成26年度比4.5%削減、業務経費は平成26年度比12.5%削減であり、計画における所期の目標を達成している。</p> <p><評定と根拠></p>	

<p>も平成26年度比1%以上の抑制をすることを目標に、削減する。</p> <p>(2) 業務運営コストの削減に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、業務フロー・コスト分析の活用を検討し、業務運営の効率化が図られるものについては、アウトソーシング等を実施する。</p>	<p>を進める。</p> <p>(2) 業務運営コストの削減に当たっては、次の取組を行う。</p> <p>① 関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、業務運営の効率化を図るため、業務フロー・コスト分析の活用を検討する。</p> <p>② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。</p> <p>③ 役職員からなる無駄削減プロジェクトチームにおいて、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い無駄削減の取組目標を定め、厳格な自己評価を行う。</p>	<p><その他の指標> ◇ 業務運営コストの削減状況</p>	<p>託することにより業務運営の効率化に資するものとして、次に掲げる業務についてアウトソーシングを行い、業務の効率化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬分析用混合標準液及びびかび毒分析用混合標準液の調製作業 ・メールマガジンの配信作業 ・広報誌の編集及び発送作業 ・技術情報等の翻訳作業 ・JAS規格見直しに係るアンケート調査票の発送・集計作業(ホームページを活用したアンケート調査の実施を含む。) ・ITヘルプデスク業務 <p>また、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等を踏まえ、民間活用により業務改善が期待できる業務について検討し、平成28年度に実施することとした。</p> <p>② 分析機器等については、有効活用を図るため、稼働状況調査結果に基づいて他センター等への移設(4台)を実施するとともに、稼働状況を踏まえ点検内容を見直すことで点検費用を1,880万円程度削減を図った。更新時期の延長等に資するため、点検等に係る統一的な基準である「FAMICにおける分析機器整備・管理方針」に基づき、効果的な保守点検を行った。</p> <p>③ 無駄削減プロジェクトチームにおいて、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め、平成28年3月に目標の達成状況を評価するための会議を開催し、自己評価を行った。(表2-2-1参照)</p>	<p>評価：B</p> <p>根拠：計画のとおり業務運営コストの削減に取組み、目標の水準を満たしている。</p>	
--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	人件費の削減等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人件費の削減	人件費（平成26年度予算額以下）	4,268,432千円	4,203,163千円					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 人件費の削減等</p> <p>中項目の評価は、小項目別(◇)の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）＝2点</p> <p>B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評定
<p>3 人件費の削減等</p> <p>給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を平成26年度以下とする。</p> <p>また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与</p>	<p>3 人件費の削減等</p> <p>給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を平成26年度以下とする。</p> <p>また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 人件費（平成26年度予算額以下）</p> <p>ただし、退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与を参酌し、国と同水準を維持しており、平成27年度のラスパイレス指数（事務・技術職員）は99.3であった。</p> <p>役職員の報酬・給与等については、報酬水準の妥当性に係る検証結果や取組状況について平成26年度分までをホームページにおいて公表した。</p> <p>また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成26年10月7日閣議決定）を踏まえ、職員給与規程を改正し、平成27年4月から一般職員俸給表を平均2%引下げ、激減緩和のための経過措置として現給保障額を支給、地域手当の支給割合</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：人件費は平成26年度以下であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

<p>改定に関する取扱いについて」(平成26年10月7日閣議決定)に基づき適切に実施する。</p>	<p>定に関する取扱いについて」(平成26年10月7日閣議決定)を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>を段階的に上げるとともに、役員給与についても同様の改正を行った。さらに、職員給与及び役員給与については、平成28年1月から一般職員俸給表を平均0.4%引上げ、勤勉手当及び期末特別手当の支給割合の引上げ等を行った。</p> <p>総人件費については、業務の効率化を図ることにより常勤職員数を平成27年1月1日時点(※)の636名から634名(平成28年1月1日時点)と2名削減することにより、平成26年度と比較して人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を1.5%削減した。</p> <p>※ 独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。</p>	
---	---	--	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 項目別評価調査（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-4	調達等合理化の取組		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
調達等合理化の取組（一者応札・応募割合）	競争性のある契約に占める一者応札・応募割合	42%以下	38.5%					
調達等合理化の取組（随意契約によることのできる事由の明確化）	随意契約によることのできる事由の明確化	—	契約監視委員会による事後評価の実施					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 契約の点検・見直し 中項目の評価は、小項目別（◇）の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠> 評定： B 根拠：◇小項目2（項目）×2点（B）＝4点 B：基準点（4）×9／10 ≤ 各小項目の合計点（4）<基準点（4）×12／10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		<p>評定</p>
<p>4 調達等合理化の取組 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等に基づき公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、FAMICが策定した「調達等合理化計画」を着実に実</p>	<p>4 調達等合理化の取組 公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。 (1) 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 競争性のある契約に占める一者応札・応募割合：42%以下（平成23年度から平成25年度までの3年間の平均を上回らないこととする。）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行った。 (1) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等に基づき、「調達等合理化計画」を策定し実施した。（表2-4-1参照） (2) 一者応札・応募の改善については、引き続き、メールマガジンを活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の取組を行った。その結果、一者応札・応募の割合は38.5%となり目標の</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：計画のとおり調達等合理化計画に基づく一者応札・応募の改善に取り組んでおり、目標の水準を満たしている。</p>	

<p>実施し、以下の取組を行う。この場合において、調査研究業務に係る調達については、他の独立行政法人の事例等も参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。</p> <p>(1) 契約については原則一般競争入札とし、一者応札・応募等の改善に不断に取り組み、競争性のある契約に占める一者応札・応募割合を42%以下とする。</p>	<p>実施する。</p> <p>(2) 一般競争入札については幅広く周知し、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。また、契約監視委員会からの指摘事項については、改善のための確実な取組を行う。</p>		<p>42%を下回った。</p> <p>これら一者応札・応募の案件については、契約監視委員会において審議及びフォローアップを行うとともに、当該審議概要をホームページで公表した。また、改善の取組として、引き続きアンケートによる事業者への聞き取りを行い、当該アンケート結果を受け、契約から納品までの期間を十分とるなど、入札条件の改善を図った。</p> <p>また、平成26年度決算検査報告において、平成19年度から23年度の研究用物品の購入に当たり、翌年度納入により購入を行った等と指摘された不適正経理については、外部有識者による第三者委員会における検証・提言を踏まえ、再発防止強化策を策定し公表するとともに、理事長訓示による注意喚起、担当課長及び担当者会議を開催し周知徹底を図り、不祥事の再発防止に努めた。</p>	
<p>(2) 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき、随意契約によることのできる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。</p>	<p>(3) 随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）が発出されたことにより、随意契約によることのできる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。</p> <p>(4) 調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。</p> <p>(5) 密接な関係にあると考えら</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇ 随意契約によることのできる事由の明確化</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(3) 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき、平成27年7月にFAMICの契約事務取扱規程を改正し、「随意契約によることのできる場合」の条項を新たに定め、随意契約によることのできる事由を明確化し、さらに当該事由との整合性を図るため「随意契約理由書」を作成し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するとともに、調達等合理化検討会において当該調達手続について点検を受けた。</p> <p>また、平成27年7月に策定した「調達等合理化計画」に基づき、競争性のない随意契約の減少に努めた。競争性のない契約件数は10件であったが、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして、随意契約による事由を明確にし、当該事由については契約監視委員会において事後評価が行われ、その妥当性を確認した。（表2-4-2参照）</p> <p>(4) 調査研究業務に係る調達について、平成23年2月に開催された「研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）」及び「同検証会議（関係法</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり調達等合理化計画に基づく随意契約における事由の明確化等に適切に取り組んでおり、目標の水準を満たしている。</p>

	<p>れる法人と契約する場合には、契約締結日、契約先の名称、契約金額等の情報に併せ、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況をホームページで公表する。</p> <p>(6) また、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく公表及び点検・見直しを着実に実施する。</p>		<p>人)」における検討内容の情報収集を行うとともに、FAMICでの応用の可能性について検討を行った結果、新たに応用できる事例は見受けられなかった。</p> <p>(5) FAMICで管理監督の地位にあった者が再就職しており、かつ、FAMICとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている法人との契約した場合には、平成23年7月1日の入札公告等に係る契約からFAMICのホームページで公表することとしており、平成27年度は該当する契約はなかった。</p> <p>(6) 平成24年6月1日に行政改革実行本部で決定された「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」に基づき、平成26年度における公益法人への支出状況等をホームページに公表した。</p> <p>なお、農林水産省によるFAMICから公益法人への支出に係る点検の結果、見直しを行う必要のある支出はなかった。</p>	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-1	保有資産の見直し等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保有資産の見直し等	保有資産の見直し状況	—	特許権の放棄2件					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 保有資産の見直し等 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B 根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）＝2点 B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評定
<p>1 保有資産の見直し等</p> <p>保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。</p>	<p>4 保有資産の見直し等</p> <p>保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を確認し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇ 保有資産の見直し状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>保有資産の見直し等については、保有している庁舎及びその敷地3箇所（農薬検査部、神戸センター、福岡センター）、ほ場1箇所（岩槻ほ場）、分析機器等について、利用・稼働状況に係る調査を実施し、保有の必要性の見直しを行った。（表3-1-1参照）</p> <p>なお、宿舍及び福利厚生施設は保有していない。</p> <p>特許権6件については登録・保有コストを削減する観点から、役職員で構成する職務発明審査会において、保有する特許について保有の必要性の検証を行った。その結果、実施許諾実績及び保有コスト等を踏まえ、「動物由来DNA特異的プライマー対（米国及びカナダ特許）」を放棄す</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B 根拠：計画のとおり保有資産の必要性について見直ししており、目標の水準を満たしている。</p>	

			ることとし、この他は維持した。(表3-1-2参照)		
--	--	--	---------------------------	--	--

4. その他参考情報					

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2	自己収入の確保		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
自己収入の確保	人件費を除く総事業費(予算額)のうち自己収入が占める割合	0.3ポイント以上の引き上げ	0.2ポイント低下					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 自己収入の確保</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：C</p> <p>根拠：◇小項目1(項目)×1点(C)＝1点</p> <p>C：基準点(2)×5/10 ≦ 各小項目の合計点(1)<基準点(2)×9/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評定
<p>2 自己収入の確保</p> <p>自己収入の確保については、前中期目標期間(平成23年度から平成26年度まで)中の人件費を除く総事業費のうち自己収入が占める割合(%)と比し0.3ポイント以上を引き上げることを目指す。</p>	<p>5 自己収入の確保</p> <p>自己収入を確保するため、次の取組を行う。</p> <p>(1) 主催講習会の実施については、ニーズの把握に努め、適切に実施する。</p> <p>(2) 事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく講習及び講師派遣等について、ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて周知・広報を行う。</p> <p>(3) 保有の必要性が認められ</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>◇ 人件費を除く総事業費(予算額)のうち自己収入が占める割合(自己収入/総事業費)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>自己収入は44,081千円となり、人件費を除く総事業費(予算額)のうち自己収入が占める割合は3.3%となり、前中期目標期間(平成23年度から平成26年度まで)中の人件費を除く総事業費のうち自己収入が占める割合と比し、0.2ポイント低下した。(表3-2-1参照)</p> <p>また、自己収入を確保するため、次の取組を行った。</p> <p>(1) 講習事業については、アンケート調査や聞き取りによりニーズを把握し適切に実施した。</p> <p>なお、事業者からの依頼に基づく講師派遣等については自己収入を確保する観点から、受益者負担を原則として手数料等を徴収しており、手数料等の計算式及び各経費の算出に用いる単価等について見直して改訂</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：C</p> <p>根拠：人件費を除く総事業費(予算額)のうち自己収入が占める割合は0.2ポイント低下し、目標の水準を満たさなかったことからCとした。</p> <p>自己収入が低下した主な要因は、次の二点である。</p> <p>・GMP更新確認検査を2回実施した事業所はG</p>	

	<p>る特許権については、特許による収入を図るため周知・広報する。</p> <p>(4) 寄付金の申し出があった場合には、当該申出者とFAMICの業務との関係に留意して適切に対応する。</p>		<p>を行い、平成28年4月から適用することとした。また、手数料等の改訂について、同年2月からHPに掲載し、事業者等に周知を図った。</p> <p>(2) 事業者等が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていること等について、引き続きホームページ、メールマガジン等を通じて周知・広報を行った。</p> <p>(3) 特許収入の拡大に資するよう、現在業務に活用している特許については引き続き独立行政法人工業所有権情報・研修館の開放特許情報データベースでの掲載等により周知・広報を図った。</p> <p>(4) 寄付の申し出については該当する事案はなかった。</p>	<p>MP中間確認検査の必要がなくなったことから、27年度はGMP中間確認検査を要さない事業場が47事業場(全GMP取得事業場の59%)となり、GMP中間確認検査申請数が減少し、検査等手数料収入において前中期目標期間の実績から7,462千円減少した。</p> <p>・食品表示法(平成25年法律第70号)の施行に伴い食品表示の所管が消費者庁に移管され、事業者からの食品表示に関する対応を消費者庁が行うようになったことから、事業者からの食品表示に関する講師派遣依頼数が減少(57%減)し、講習事業収入においても同様に2,083千円減少した。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-3	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	—	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施					
法人運営における資金の配分状況	法人運営における資金の配分状況	—	適切に資金を配分した					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
—	1 予算 2 収支計画 3 資金計画	<p><主な定量的指標></p> <p>○ 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目2（項目）×2点（B）＝4点</p> <p>B：基準点（4）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（4）<基準点（4）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き適切に対応する。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組を実施した。</p>	評定
—	—	<その他の指標>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成27年度においても予算の執行を適切に行い、平成26年度に引き続き、業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。財務諸表等参照。</p> <p>独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、平成27年度の財務諸表等について監査法人による監査を受けた。その結果、会計報告については準拠すべき会計基準に従い適正に処理されていること、また、財務状況、運営状態等に関する情報が正しく表示されていることが確認された。</p>	<評定と根拠>	
—	—	<その他の指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	

		◇ 法人運営における資金の配分状況	平成27年度から行政執行法人へ移行し、単年度管理型の経理となったことから、予算不足が生じないように定期的に執行状況を把握するとともに、適切かつ効率的な資金配分を行った。(表3-3-1参照)	評価：B 根拠：適切に資金を配分した。	
--	--	-------------------	--	------------------------	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-4	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
短期借入金の限度額	法人の短期借入金 について、借入に 至った理由及び使 途、金額及び金利、 返済の見込み	—	実績なし					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 短期借入金の限度額 中項目の評定は、小項 目別(◇)の評定結果の 積み上げにより行うもの とする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： — 根拠：実績がないため評価せず</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き適切に対応する。</p>		<p>評定 —</p> <p>実績がないため評価せず</p>
—	<p>第4 短期借入金の限度額 平成27年度：9億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが 遅延公務災害及び通勤災 害が発生した場合の災害 補償費</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇ 法人の短期借入金に ついて、借入に至った 理由及び使途、金額及 び金利、返済の見込み</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>該当する事案はなかった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： — 根拠：実績がないため評 価せず</p>	

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報
職員の人事に関する計画 (人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し)	人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し	－	人事評価システムによる評価及びシステムの見直しを実施した。					
職員の人事に関する計画 (女性登用の促進状況)	女性登用の促進状況	－	①役員に占める女性の割合は16.7% ②管理職に占める女性の割合は5.9%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 職員の人事に関する計画</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目2（項目）×2点（B）＝4点</p> <p>B：基準点（4）×9／10 ≤ 各小項目の合計点（4）<基準点（4）×12／10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		評定
1 職員の人事に関する計画 FAMICの人事評価システムにより職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。 また、業務の円滑な推進	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） FAMICの人事評価システムにより職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を	<p><その他の指標></p> <p>◇ 人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>職員の人事については、本人の希望等も尊重しつつ、人事評価システムによる評価を実施することにより職員それぞれの能力や実績の要素を総合的に判断し、人材配置を行った。</p> <p>人事評価システムについては、一部調整者を見直した。具体的には、業務監査室の被評価者のうち、室長補佐以下の職員については、理事（総合調整）が調整を行うことに</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：計画のとおり人事評価システムによる評価及び見直しを実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	

<p>を図るため、農林水産省等との計画的な人事交流や研修等により職員の資質の向上を図るとともに、必要な人材の確保を行う。</p> <p>「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成26年3月28日付け閣総第175号及び府共第211号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、女性登用の目標達成のための取組を推進する。</p>	<p>図る。</p> <p>また、農林水産行政との連携を図り、業務の円滑な推進を図るため、次の取組を行う。</p> <p>(1) 適切かつ効率的な業務運営を図るため、業務の重点化及び効率化を行うとともに、適切な要員、人事配置を行う。</p> <p>(2) 平成27年度の常勤職員数は、前年度を上回らないものとする。</p> <p>(3) 人事交流については、農林水産省等と計画的に実施することとし、諸事情に即し、一方に偏らないことを基本とする。</p> <p>(4) 職員の採用に当たっては人事院が行う学生への説明会、大学等が行う就職説明会等への参加や、インターネット等を活用した広報活動とともに、分析の基礎的能力、農林水産物や食品、農業生産資材に関する専門的知識等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者等から採用する。</p>		<p>なっていたものを、組織及び業務上、理事長直轄であることに鑑み、これを理事長に変更した。</p> <p>(1) 適切な要員・人事配置</p> <p>適切かつ効率的な業務運営を図るため、本部及び地域センター等の全ての業務部門においてスタッフ制を採用し、業務の進捗状況や内容の変化等に対応した職員の集中的かつ機動的な配置を実施した。</p> <p>(2) 常勤職員数</p> <p>平成27年度の常勤職員数は634名(H28.1.1)となり、前年度636名(H27.1.1)を下回った。</p> <p>(3) 人事交流</p> <p>職員のスキルアップや視野を広げる等組織の活性化や業務の円滑な推進を図るため、国の機関や他の法人等との人事交流を一方に偏らないよう計画的に実施した。(転出37名、転入32名)</p> <p>(4) 新規採用</p> <p>職員の採用にあたっては、人事院主催の学生への説明会や大学主催の就職説明会等に参加するとともにインターネット等を活用した広報活動を行い、農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員合格者から23名を採用した。</p>	
	<p>(5) 女性登用の促進については次の取組を行う。</p> <p>① 役員に占める女性の割合(16.7%)を維持する。</p> <p>② 管理職に占める女性の割合を前年度から0.9</p>	<p><その他の指標></p> <p>・女性登用の促進状況</p>	<p>(5) 女性登用の促進</p> <p>① 役員に占める女性の割合は16.7%となり、現状を維持した。</p> <p>② 管理職に占める女性の割合は5.9%となり前年度からの増加はなかった。</p> <p>(6) 給与水準</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：女性登用の促進では、管理職に占める女性の割合は増加しなかったものの、計画のとおり役員に占める女性の割合は</p>

	<p>ポイント増加させる。</p> <p>(6) 給与水準については、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を平成26年度以下とする。</p> <p>また、役職員の給与改定に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、適切に対応する。</p>		<p>給与水準については、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与のあり方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表した。また、総人件費についても平成26年度以下とした。さらに役職員の給与改定に当たっては「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、適切に対応した。</p>	<p>維持し、目標の水準を満たしている。</p>	
--	--	--	---	--------------------------	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-2	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(1) 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況	行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し	—	内部統制規程及びリスク管理規程を制定					
(2) リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況	リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討	—	リスク管理委員会を設置・4回開催					
(3) ガバナンスの確保状況	ガバナンスの確保	—	役員会15回開催					
(4) 監事監査の体制の整備	監事監査の体制の整備	—	監事会16回開催					
(5) 内部監査の実施状況	内部監査の実施	—	内部監査を適切に実施					
(6) マネジメントレビューの実施状況	マネジメントレビューの実施	—	マネジメントレビュー会議1回開催					
(7) 法令遵守状況	法令遵守	—	コンプライアンス委員会2回開催					
(8) 情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況	情報の公開及び個人情報の保護に関する対応	—	情報の公開及び個人情報保護に関する対応3件					
(9) 事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	—	労働安全衛生マネジメントシステム実施要領の策定					
(10) 環境負荷の低減に資する物品調達状況	環境負荷の低減に資する物品調達	—	環境物品等の調達目標の設定・実施					
(11) 危機管理体制	危機管理体制の見直し	—	業務継続計画の策定					

の見直し状況	直し						
--------	----	--	--	--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価			
2 内部統制の充実・強化 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、次の取組を通じ内部統制の更なる充実・強化を図る。 その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）を参考にする。	4 その他年度目標を達成するために必要な事項 (1) 内部統制の充実・強化 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進し、内部統制の更なる充実・強化を図るため、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）を参考にしつつ、次の取組を行う。	<主な定量的指標> ○ 内部統制の充実・強化 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <評定と根拠> 評定： B 根拠：◇小項目11（項目）×2点（B）＝22点 B：基準点（22）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（22）<基準点（22）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 </div>		評定		
(1) 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等内部統制推進上の基本的な方針や規程類について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。	① 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の内部統制を推進上の基本的な方針や規程類の見直しの必要性について検討を行い、必要に応じて改訂する。	<その他の指標> ◇ 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況	<主要な業務実績> 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、次の取組を通じ内部統制の更なる充実・強化を図った。 ① 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の内部統制推進上の基本的な方針や規程類の見直しの必要性について検討を行い、内部統制の一層の充実を図るため、理事長のリーダーシップの下、内部統制に関する規程として、内部統制規程及びリスク管理規程を新たに制定するとともに、内部統制委員会において内部統制基本方針を決定した。また、リスク管理を推進するためにリスク管理委員会を設置するなど、リスク管理対応体制の確立等に取り組んだ。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり内部統制を推進するため、規程の制定、基本方針の策定等に取り組んでおり、目標の水準を満たしている。			
(2) 業務実施上のリスクについて、識別、評価、管理を適切に行うため、規	② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、関係規程類	<その他の指標> ◇ リスク評価の実施状況、当該リスク評価に	<主要な業務実績> ② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、リスク管理規程を制定するとともに、リスク	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおりリス			

<p>程類の見直し、リスク管理体制の整備等を行う。</p>	<p>の見直し、リスク管理体制の整備等を進める。</p>	<p>基づく低減策の検討状況</p>	<p>管理委員会を設置し、リスク管理体制の整備を行った。 また、リスク管理委員会を4回開催し、平成27年度下期に重点的にリスク管理措置を実施する事項の選定と対応実績の確認、平成28年度に重点的にリスク管理措置を実施する事項の選定、平成28年度リスク管理表の策定等について検討・審議を行った。</p>	<p>ク管理体制の整備を進めており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>(3) 業務運営に関する重要事項については定期的に役員会において審議・報告し、適切なガバナンスを確保する。</p>	<p>③ 業務運営に関する重要事項については、適切なガバナンスを確保するため定期的に役員会を開催し、審議・報告を行う。</p>	<p><その他の指標> ◇ ガバナンスの確保状況</p>	<p><主要な業務実績> ③ 役員会を15回開催し、法人運営に関する重要事項について審議・決定し各部長等に指示を行った。その他、役員・所長等会議を4回開催し、組織、管理、経理及び業務等の決定事項について周知徹底した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり役員会を開催しガバナンスを確保しており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>(4) 監事監査の実効性を担保するため、体制整備を行う。</p>	<p>④ 監事監査の実効性を担保するため、定期的に監事会を開催し、他の監査機関等（内部監査を含む業務執行・会計監査人）との連携に関する実施体制を整備する。</p>	<p><その他の指標> ◇ 監事監査の体制の整備</p>	<p><主要な業務実績> ④ 監事補佐として、業務監査室の職員2名を任命し、監事監査の体制整備を進めるとともに、監事との連携強化を図り、監事監査及び監事会等に係る事務を行った。 監事会（平成27年度は16回開催）では、監事間で監事調査に関して意見交換を行ったほか、必要に応じて内部監査部門、業務実施部門等から説明若しくは報告を受けた。 会計監査人との連携については、平成27年度の財務諸表等について5回以上の打合せを行い、監査に関して意見交換等を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり監事監査の実効性担保するための体制の整備を進めており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>(5) 業務運営(会計を含む。)の横断的な点検を行うため、内部監査を行う。</p>	<p>⑤ 業務運営(会計を含む。)の横断的な内部監査を、役員直属の組織である業務監査室において行う。また、監査能力の維持・向上を図るため、必要に応じて内部監査に関する研修を実施する。</p>	<p><その他の指標> ◇ 内部監査の実施状況</p>	<p><主要な業務実績> ⑤ 業務運営(会計を含む。)の横断的な内部監査を役員直属の組織である業務監査室においてリスクアプローチにより監査重点項目を抽出した上で実施した。 内部監査で検出した不適合9件に対しては、必要な再発防止処置を行い、概要を取りまとめ、本部の職員からなる業務改善委員会において審議を行うとともにその後の処置状況についてマネジメントレビューを実施し、職員への注意喚起及び改善措置を実施し業務運営の改善に反映させた。 不適合の内訳は次のとおりであり、いずれも業務の結果が無効となるもの又はFAMICに対する信頼性を損なうおそれがある不適合として内部監査実施マニ</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり役員直属の組織が内部監査を実施するとともに、監査能力向上のための研修を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>

ユアルで「重大な不適合」と定義されるもの以外の「軽微な不適合」であった。

- ・ 基準文書に基づく記録書類に不備がある（軽微な不適合 2 件）

（具体的事例）

立入検査の検査記録書の一部について、検査標品を収去した場合に記載する収去番号及び保証票検査の指摘事項の有無等が記載されていないものがある。

なお、記載漏れのあった事項は、他の記録等により確認可能な事項であり、記載漏れによって立入検査に支障が出るものではない。

（原因究明）

立入検査時の検査記録書の記載内容について、検査員相互の確認及び決裁時の業務責任者の確認が不十分であったため。

（再発防止処置）

月例会時に、検査記録書及びチェックシート等は、記載漏れの無いように検査員相互に確認するよう各地域センターの検査担当者に周知し注意喚起を行った。さらに、帰庁後において検査者相互の確認の徹底、担当者及び業務責任者の記載漏れを含む検査記録書全般のダブルチェックを行う体制を整備し、再発防止に努めることとした。

他 1 件

- ・ 基準文書に基づく実施に不備がある（軽微な不適合 7 件）

（具体的事例）

単価契約については契約金額の多少にかかわらず書面による予定価格の積算を作成する必要があるが、金額の少ない単価契約について書面による予定価格の積算の作成をしていないものがあった。なお、書面による予定価格の積算は作成されていなかったものの、過去の実績を勘案し、予定価格をたてており、契約上の不利益は生じていない。

（原因究明）

担当者が金額が少ない随意契約（単価契約を含む）の場合は書面による予定価格の積算の作成を

			<p>全て省略できると勘違いしていたため。 (再発防止処置)</p> <p>単価契約については金額の大小にかかわらず予定価格を積算し作成するように担当者に周知した。 他6件</p> <p>また、監査能力の維持・向上を図るため、新たに業務監査室に配置された3名に外部研修機関が実施するISO9001内部監査員研修を受講させた。</p>	
<p>(6) 法人運営上の課題を総括・分析し、改善の指示を行うため、マネジメントレビューを実施する。</p>	<p>⑥ 内部監査結果、苦情処理結果、農林水産大臣が行った平成26年度の業務の実績の評価結果等について理事長が検討・分析し、改善の指示を行うため、組織及び業務の運営についてマネジメントレビューを実施する。</p>	<p><その他の指標> ◇ マネジメントレビューの実施状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑥ 平成27年度の内部監査の結果、平成26年度及び第3期中期目標期間の業務実績の評価等を踏まえてマネジメントレビューを実施し、抽出された優先的に対応すべき重要な課題等への対応について、理事長から職員に対して指示を行った。</p> <p>指示事項については、対応状況を取りまとめて理事長へ報告した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：計画のとおりマネジメントレビューを実施しており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>(7) 役職員の法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえ、役職員への周知徹底を行う。</p>	<p>⑦ 役職員の法令遵守については、コンプライアンス委員会での審議結果を踏まえ、各種会議や研修の機会、グループウェア等を通じて、行動理念及び行動方針、コンプライアンス基本方針等の周知徹底を行う。</p>	<p><その他の指標> ◇ 法令遵守状況</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>⑦ コンプライアンス委員会において平成26年度のコンプライアンス推進状況の報告及び平成27年度コンプライアンス推進の取組についての審議を行った。</p> <p>審議の結果を踏まえ、グループウェアを通じてコンプライアンス・マニュアルについて役職員へ周知徹底を図るとともに、コンプライアンス基本方針に基づき、国家公務員倫理及び服務規律の遵守、交通事故・違反の防止等について役職員への周知を図った。さらに、管理者研修、主任調査官等研修、専門調査官等養成研修及び新規採用者研修の各階層別研修において、基本方針、行動理念及び行動方針を始めとするコンプライアンスに係る講義を行い、周知徹底を図った。</p> <p>具体的には、民間を含めたコンプライアンスを巡る情勢や違反事件等の具体的事例及び対処結果等に関し、専門的な知見を有する外部講師による講話を本部、各地域センターにおいて実施した。また、「FAMICにおけるコンプライアンス推進に資するため、行動理念、行動方針及びコンプライアンス基本方針等を盛り込んだ「コンプライアンスの手引き」を作成し、全職員に配布した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B 根拠：計画のとおり役職員への法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえた役職員への周知徹底をしており、目標の水準を満たしている。</p>

<p>(8) 法人運営の透明性を確保するため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。</p>	<p>⑧ 法人運営の透明性を確保するため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に対応するとともに、法律の目的等について職員への周知徹底を行う。</p>	<p><その他の指標> ◇ 情報の公開及び個人情報保護に関する対応状況</p>	<p><主要な業務実績> ⑧ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき3件について、適切に対応するとともに、職員向け説明会を開催し法律の目的等について周知徹底した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり情報の公開及び個人情報保護に関する対応を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>(9) 事故及び災害を未然に防止するため、安全衛生に関する役職員の意識向上に向けた体制を整備するとともに、安全衛生委員会による職場点検及び安全確保に対する取組を一層推進する。</p>	<p>⑨ 業務上の事故及び災害を未然に防止するため、労働安全衛生マネジメントシステムの導入に向けた体制の整備を進めるとともに、安全衛生委員会による職場点検及び安全確保に対する取組を一層推進する。</p>	<p><その他の指標> ◇ 事故及び災害の未然防止に係る体制の整備</p>	<p><主要な業務実績> ⑨ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入に向けた体制の整備を進めるため、労働安全衛生マネジメントシステム実施要領を平成28年4月1日の施行に向け作成するとともに、有機溶剤等の作業主任者の指名、化学物質のリスクアセスメントの実施に向けた検討及び木材加工用機械にかかる事故に直結する作業のリスクアセスメントの準備を行った。 また、安全衛生委員会による職場点検を実施し、安全確保に努めた。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおりマネジメントシステムの体制整備を進めるとともに安全衛生委員会等を活用し安全確保に努めており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>(10) 業務活動における環境への影響を配慮するため、省エネルギー・省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などを積極的に取り組む。</p>	<p>⑩ 業務活動における環境配慮を計画的・体系的に推進するための体制を整備するとともに、その体制に基づき、省エネルギー・省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などに積極的に取り組む。</p>	<p><その他の指標> ◇ 環境負荷の低減に資する物品調達状況</p>	<p><主要な業務実績> ⑩ 業務活動における環境配慮を計画的・体系的に推進するため、「FAMICにおける環境配慮の基本方針」、「FAMICにおける環境配慮への行動目標」を定めた。また、省資源・省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用や廃棄物の削減等環境負荷の低減に取り組むための環境計画を策定し、環境委員会において当該取組状況の検証を行った。 また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、27年4月に環境物品等の調達を推進する方針を定め、特定調達物品等（「環境物品等の調達の基本方針」（平成27年2月3日閣議決定）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）ごとに調達目標を設定し、ホームページで公表した。 特定調達物品等ごとの調達目標については、いずれの特定調達物品等も100%を達成した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり環境配慮の体制の下、調達が実施されており、目標の水準を満たしている。</p>
<p>(11) 災害発生時の職員、施設等の安全確保及び業務機</p>	<p>⑪ 災害発生時の職員、施設等の安全確保及び業務機</p>	<p><その他の指標> ◇ 危機管理体制の見直</p>	<p><主要な業務実績> ⑪ 防災業務計画の一部改正を行い、センター防災体制</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p>

<p>能を確保するため、危機管理体制の見直しを行う。</p>	<p>能を確保するため、危機管理体制の見直しを行う。</p>	<p>し状況</p>	<p>及び緊急参集要員の見直しを行うとともに、大規模地震発生時における対応方策を取りまとめた業務継続計画（BCP）を策定した。</p>	<p>根拠：計画のとおり危機管理体制の見直しを実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	
--------------------------------	--------------------------------	------------	---	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p></p>

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-3	情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
情報セキュリティ対策の 推進	情報セキュリティ 対策ベンチマーク による自己診断の スコア：平均3.5以 上	3.5以上	4.0					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）＝2点</p> <p>B：基準点（2）×9／10 ≤ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12／10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p>		<p>評定</p>
<p>3 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを定めるとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講ずる。</p> <p>また、情報セキュリティに関し、緊急時を含め農林水産省との実効性のある連</p>	<p>(2) 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを定めるとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講ずるため、次の取組を行う。</p> <p>① 情報化統括責任者（CIO）及び最高情報セキ</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>・情報セキュリティ対策ベンチマークVer. 4.3（平成26年10月27日公開 独立行政法人情報処理推進機構作成）による自己診断のスコア：平均3.5以上</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを施行した。施行前に情報セキュリティ・ポリシー説明会を開催し、全役職員に対し内容の周知を図った。</p> <p>また、ポリシーに基づき情報セキュリティ対策を講ずるため、次の取組を行った。</p> <p>その結果、今年度の情報セキュリティ対策を評価するため情報セキュリティ対策ベンチマークVer 4.3により自己診断を実施した結果、スコアの平均は4.0となり、目標値の3.5を上回った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：情報セキュリティ対策ベンチマークVer. 4.3による自己診断のスコアは3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	

絡体制を整備する。

ュリティ責任者（C I S O）の指導の下で情報セキュリティ対策や情報システムのあり方を検討し、平成28年度に向けた対策推進計画を策定するとともに、情報セキュリティインシデントへの対処、ログの取得・管理、暗号化機能・電子署名機能の導入、情報セキュリティ対策の自己点検、情報セキュリティ監査、端末・サーバ装置等に係る規定の整備、情報システムの利用に係る規定の整備、外部委託に係る規定の整備等の内容とする平成27年度対策推進計画に基づき必要な改善を行う。

- ② ①の検討に資するため、情報セキュリティ対策や情報システムのあり方に係る調査分析を行う。
- ③ 情報セキュリティに関し、緊急時を含めた農林水産省との連絡体制について連絡担当者、連絡方法等を確認し、変更があった場合には速やかに農林水産省へ報告する
- ④ 情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、平成28年度に向けた教育実施計画を策定するとともに、情報セキュリティ最新動向教育、情報リテラシー向上教育等、役職員の情報リテラ

- ① 情報化統括責任者（C I O）の指導の下、LANシステム・グループウェアの今後のあり方並びにWeb会議システム及び電子決裁システムの導入について検討を行った。また、最高情報セキュリティ責任者（C I S O）の指導の下、情報セキュリティに関する委員会を外部の専門家を招へいして開催し、27年度の情報セキュリティ対策の取組状況及び平成28年度情報セキュリティ対策推進計画について検討を行い、ファイアウォールの強化、ウェブアプリケーションファイアウォールの導入等を内容とする同計画を策定した。

平成27年度の情報セキュリティに関する取組については、平成27年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、端末・サーバ装置等に係る規程、情報システムの利用に係る規程、外部委託に係る規程等を整備し施行した他、標的型攻撃メール訓練、標的型攻撃メール対応マニュアルの作成、電子ファイル自動暗号化機能の導入と電子署名機能の導入検討、情報セキュリティ対策の自己点検の実施、情報セキュリティ監査の実施、情報セキュリティインシデントへの対処等、必要な対策を講じた。

- ② 情報セキュリティ対策の検討のため、不審メール受信状況調査等を行ったほか、情報システムのあり方に係る検討のため、Web会議システムの導入に関するアンケート調査等を行った。
- ③ 情報セキュリティ緊急連絡体制について確認し、連絡担当者の変更があった都度速やかに農林水産省へ報告した。
- ④ 情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、平成28年度教育実施計画は、情報セキュリティ担当職員の能力向上のために情報セキュリティマネジメント教育及びインシデント想定机上訓練を新たに開始する等教育内容の拡充を行い、策定した。また、平成27年度情報セキュリティ教育実施計画に基づき、新規採用者・転入者等研修、役職員全員を対象とした教育訓練及び標的型攻撃メール訓練並びに情報担当職員の能力

	シーのレベルに応じたこれまで以上に多様な教育を行うことを内容とする平成27年度教育実施計画に基づき教育を実施する。		向上のための教育を実施した。		
--	---	--	----------------	--	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 項目別評定調査（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-4	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
施設及び設備に関する計画	施設及び設備の整備・改修等の実施	—	本部実験室の空調設備設置工事（平成28年度も継続）					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 施設及び設備に関する計画</p> <p>中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）＝2点</p> <p>B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き適切に対応する。</p>		評定
—	1 施設及び設備に関する計画 既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。 本部：実験室空調設備設置工事	<p><その他の指標></p> <p>◇ 施設及び設備の整備・改修等の実施</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>施設・設備の整備・改修等については、施設整備費補助金に係る計画を策定し、平成27年度は外気対応エアコンの設置及び換気システムのダクトへのフィルターの設置のため本部実験室の空調設備設置工事を実施したが、次のとおり工事は未了となったため平成28年度も継続することとした。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>根拠：施設・設備の整備・改修等については当初の計画のとおり行っているものではないが、その要因は設計業者の遅延や</p>	

			<p>設計業務契約を当初計画のとおり4月下旬に締結したが、業者の遅延により設計業務の完了が当初計画の7月上旬から8月下旬となった。</p> <p>このため、設計業務完了後に行われる建築工事入札が当初計画の8月上旬から9月下旬となるとともに、入札参加者がおらず不調となり、さらに10月上旬に行ったが不調となった。</p> <p>入札が不調となったため、建築工事の仕様を見直し機械設備・建築工事と電気設備工事に分け10月下旬に入札を行うこととし、電気設備工事は11月中旬に契約したところであるが、機械設備・建築工事は不調となり、さらに11月上旬に入札を行ったが不調となった。</p> <p>これにより、工事に必要な5ヶ月程度の工期を踏まえると年度内の工事完了が困難となったため、平成28年度も継続することとした。</p> <p>なお、機械設備・建築工事についても3月下旬に契約し、監理業務は4月中旬に契約したところであり、28年度の工事完了が見込まれているところ。</p>	<p>入札の不調によるものであり、計画変更後の工事完了も見込まれており、目標の水準を満たしている。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成27年度自己評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-5	積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
積立金の処分に関する事項	積立金の処分	—	896,980円					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p><主な定量的指標></p> <p>○ 積立金の処分に関する事項</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）＝2点</p> <p>B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2）<基準点（2）×12/10</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き適切に対応する。</p>		<p>評定</p>
—	<p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>第3期中期目標期間（平成23年度から平成26年度まで）繰越積立金は、第3期中期目標期間中に取得し、平成27年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。</p>	<p><その他の指標></p> <p>◇ 積立金の処分</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>前期中期目標期間中の繰越積立金1,337,299円は、計画に基づき棚卸資産、前払費用への充当等のため896,980円を取り崩した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定： B</p> <p>根拠：計画のとおり棚卸資産、前払費用へ充当した。</p>	

4. その他参考情報

評価書付表一覧

第1-1(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務

表1-1-(1)-1 立入検査及び収去件数の地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	172	56	58	74	98	63	521
収去件数	138	43	80	45	85	45	436

第1-1(2) 農薬関係業務

表1-1-(2)-1 農薬の登録検査

	指示件数 ^(注1)	検査完了件数	目標期間達成件数	目標期間達成率 ^(注2)	目標期間
基準必要	547	67	67	100%	1年4か月
基準不要	1,802	1,095	1,095	100%	10.5か月

(注1) 平成27年度に受けた指示件数とそれ以前に受けた指示で検査が継続しているものの合計。

(注2) 対検査完了件数比。

表1-1-(2)-2 農薬の残留状況の調査分析

品目	件数
野菜・果実類	179
米穀	60
計	239

第1-1(3) 飼料及び飼料添加物関係業務

表1-1-(3)-1 立入検査及び収去件数の地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	152	63	53	64	126	108	566
収去件数	155	92	76	78	139	164	704

表1-1-(3)-2 飼料分析基準に関する試験法の開発及び改良

課題数	課題 / 評価
飼料 8	(ア) 飼料中のフザリウムトキシンの液体クロマトグラフトンデム型質量分析計による同時定量法の確立(平成27年度終了) [評価] 飼料分析基準に収載可能な同時定量法が確立したと評価された (イ) 飼料中のアセフェート及びメタミドホスの液体クロマトグラフトンデム型質量分析計による同時定量法の確立(平成27年度終了) [評価] 飼料分析基準に収載可能な同時定量法が確立したと評価された (ウ) 飼料中のイマザピック及びイマザピルの液体クロマトグラフトンデム型質量分析計による同時定量法の確立(平成27年度終了) [評価] 飼料分析基準に収載可能な同時定量法が確立したと評価された (エ) 飼料用イネ中のエスプロカルブ他4成分の液体クロマトグラフトンデム型質量分析計による同時定量法の確立(平成27年度終了) [評価] 飼料分析基準に収載可能な同時定量法が確立したと評価された (オ) 稲わら中のオキシロニック酸の液体クロマトグラフトンデム型質量分析計による定量法の確立(平成27年度終了) [評価] 飼料分析基準に収載可能な定量法が確立したと評価された (カ) 大豆及び大豆油かす中のジカンバ及びDCSAの液体クロマトグラフトンデム型質量分析計による同時定量法の確立(平成27年度終了) [評価] 飼料分析基準に収載可能な同時定量法が確立したと評価された (キ) 飼料中のデルタメトリン異性体を農薬のガスクロマトグラフ質量分析計による一斉分析法(飼料分析基準収載法)の分析対象化合物に追加するための妥当性確

	認(平成27年度終了) [評価]飼料分析基準に収載可能な妥当性が確認されたと評価された (7) 飼料用イネ中のフサライドのガスクロマトグラフ質量分析計による定量法の確立(平成27年度終了) [評価]飼料分析基準に収載可能な定量法が確立したと評価された
愛玩動物用飼料 1	(7) 愛玩動物用飼料等の検査法収載(予定)法のスナック製品への適用のための妥当性確認 [評価]愛玩動物用飼料分析基準に収載可能な妥当性が確認されたと評価された

表1-1-(3)-3 飼料のモニタリング検査点数

モニタリング項目	点数
・飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査	130
・有害物質の基準適合検査	1,313
・病原微生物の基準・規格適合検査	307
・肉骨粉等の分析・鑑定	443
・遺伝子組換え体	1
・放射性セシウム	168
計	2,362

第1-2(1) 食品表示の監視に関する業務

表1-2-(1)-1 食品の産地表示に関する検査件数

品 目	件 数
生鮮食品	888
黒大豆	7
さといも	106
ごぼう	105
ねぎ	10
たまねぎ	144
かぼちゃ	127
まつたけ	6
にんにく	1
まぐろ	150
しじみ	105
あさり	127
加工食品	1,200
小麦加工品	178
乾しいたけ	50
冷凍ほうれんそう	10
果実加工品	60
はちみつ	42
あじ加工品	143
さば加工品	150
うなぎ加工品	151
たこ加工品	120
かずのこ・にしん加工品	20
干のり	182
塩蔵わかめ	94
計	2,088

第1-2(2) 農林水産物等の品質の適正化に関する業務

表1-2-(2)-1 技術上の調査及び変更届出に関する調査件数

	新規	更新	変更	合計
登録認定機関	0	7	324	331
登録外国認定機関	0	7	65	72
合計	0	14	389	403

表1-2-(2)-2 定期的調査報告件数

規格	報告件数
飲食料品	14機関 (19事業所)
林産物	15機関 (22事業所)
生糸・畳表	3機関 (3事業所)
生産情報公表牛肉等	15機関 (15事業所)
有機農産物等	81機関 (86事業所)
計	128機関 (145事業所)

※ 報告件数には、平成26年度に事業所調査を実施し平成27年度に農林水産省へ報告した22機関を含み、平成27年度に事業所調査を実施し平成28年度に農林水産省へ報告予定の8機関を含まない。

表1-2-(2)-3 格付品検査件数、立会調査件数及び製品検査施設調査件数

規格	格付品検査件数	立会調査件数	製品検査施設調査件数
飲食料品	192件	66件	20件
林産物	126件	42件	39件
生糸・畳表	5件	5件	3件
生産情報公表牛肉等	4件	10件	—
有機農産物等	528件	189件	—
計	855件	312件	62件

表1-2-(2)-4 JAS規格の見直し等に係る規格調査の対象品目数等

区分	JAS規格 品目数 (規格数)		
		飲食料品	林産物
生産・利用実態調査	8品目 (13規格)	4 (4)	4 (9)
品質実態調査	4品目 (7規格)	1 (1)	3 (6)
国際規格整合性調査	9品目 (14規格)	5 (5)	4 (9)

第1-3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

表1-3-1 リスク管理に資するための有害物質の実態調査点数

分析対象	分析項目	点数
農産物	麦類中のかび毒 (デオキシニバレノール (DON)・3-アセチルDON・15-アセチルDON、ニバレノール (NIV)・4-アセチルNIV、T-2トキシン・HT-2トキシン、ゼアラレノン、DON-3-グルコシド、ジアセトキシスシルペノール)	1,686
	ふき及びふきのとう中のピロリジジナルカロイド	102
	計	1,788

第1-4 その他の業務

表1-4-1 部門別相談件数

部 門	相談件数
肥 料	4,007件
農 薬	95件
飼料及び飼料添加物	541件
愛玩動物用飼料	88件
土壌改良資材	73件
食 品	1,331件
計	6,135件

第2-2 業務運営コストの縮減状況

表2-2-1 無駄削減プロジェクトチームにおける経費節減の目標と達成状況

目 標	達成状況																
<p>1</p> <p>(1) 光熱水料の削減の取組として、照明機器、事務機器、分析機器空調設備等の効率的（消灯、省エネ設定、温度設定など）な使用により削減を図る。</p>	<p>光熱水料の削減を図る取り組みとして、消灯の徹底、事務機器の省エネモードの設定、分析機器の原則使用時のみ通電、空調機器の温度設定（夏季28度、冬季20度）、節水、ガス利用機器の効率的使用など、貼り紙、メールで役職員への周知を図った結果、FAMIC全体で対前年削減となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気料</td> <td>3,036千kW</td> <td>2,976千kW</td> <td>▲2%</td> </tr> <tr> <td>ガス料</td> <td>117千m³</td> <td>110千m³</td> <td>▲6%</td> </tr> <tr> <td>水道料</td> <td>10千m³</td> <td>9千m³</td> <td>▲8%</td> </tr> </tbody> </table>	内 訳	平成26年度	平成27年度	対前年比	電気料	3,036千kW	2,976千kW	▲2%	ガス料	117千m ³	110千m ³	▲6%	水道料	10千m ³	9千m ³	▲8%
内 訳	平成26年度	平成27年度	対前年比														
電気料	3,036千kW	2,976千kW	▲2%														
ガス料	117千m ³	110千m ³	▲6%														
水道料	10千m ³	9千m ³	▲8%														
<p>(2) コピー枚数の削減の取組として、複写機、プリンターにおける、必要部数以上の印刷禁止、両面印刷、集約印刷、使用済み用紙の裏紙利用などにより削減を図る。</p>	<p>コピー機枚数の削減を図る取り組みについて、貼り紙、メールで役職員への周知を図った結果、FAMIC全体で対前年削減となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コピー枚数</td> <td>3,809千枚</td> <td>3,790千枚</td> <td>▲1%</td> </tr> </tbody> </table>		平成26年度	平成27年度	対前年比	コピー枚数	3,809千枚	3,790千枚	▲1%								
	平成26年度	平成27年度	対前年比														
コピー枚数	3,809千枚	3,790千枚	▲1%														
<p>2. 予算の計画的執行 計画的な予算執行を図るため、予算執行状況を定期的に点検し、その結果を実行配分に反映させる。</p>	<p>予算の執行状況については、毎月取りまとめを行い、執行状況を各担当へ報告した。 予算の執行状況を踏まえ、不用額が見込まれる経費については、予算の追加配分時に減額調整し実行予算に反映させた。</p>																
<p>3. 職員の意識改革を促進するための取組</p>	<p>職員の意識改革を促進するため、次の取組を実施した。 (1) 複写機等使用時における両面印刷、使用済み用紙の再利用、不要なカラーコピーの禁止及び節電への取組を啓発する貼り紙の掲示 (2) コピー用紙の購入実績及び電気使用実績を経年比較し、無駄削減PTIにおいて検証</p>																

第2-4 調達等合理化の取組

表2-4-1 調達等合理化計画への取組状況

計画	対応状況
<p>重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 調達における一者応札・応募割合 調達を行うにあたっては、競争性のある契約に占める一者応札・応募の割合が42%以下となるよう、取組を推進するものとする。</p> <p>(2) 随意契約について 随意契約を行うにあたっては、事由について明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するものとする。</p> <p>(3) 機器類等の調達 機器類等の調達については、下記の取組を実施していくことにより、適正な調達を目指す。 ①調達にあたっては、履行期限を十分にとるよう、調達依頼時期を早めるなど調整するものとする。 ②仕様・規格が、必要最小限となるようにし、複数メーカーが応札可能となるよう調整するものとする。</p>	<p>一者応札・応募の改善については、引き続き、メールマガジンを活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の取組みを行った。その結果、一者応札・応募の割合は38.5%となり目標の42%を下回った。</p> <p>随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき、平成27年7月に契約事務取扱規程を改正し、「随意契約によることができる場合」の条項を新たに定め、随意契約によることができる事由を明確化し、さらに当該事由との整合性を図るため「随意契約理由書」を作成し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施した。 この結果、競争性のない契約件数は10件であったが、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして、契約監視委員会において事後評価が行われ、その妥当性を確認した。</p> <p>①調達にあたっては、公告期間を10日から15日に延長するとともに、調達依頼時期を早めることにより履行期限を十分確保した。</p> <p>②仕様・規格が、必要最小限となるようメーカー及び機種の特定の排除等の仕様書の見直しを行った。</p>
<p>調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 随意契約について 新たに随意契約を締結することとなる案件については、緊急の場合等止むを得ないと認められる場合を除き、センターに新たに設置した調達等合理化検討会（総括責任者は総合調整担当理事）において、会計規程や契約事務取扱規程などにおける「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受ける等、随意契約について内部統制の確立を図ることとする。</p> <p>(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止について 業務管理課長会議、会計経理部門の職員等の担当者会議等の開催の際に、総務省通知（随意契約に係る事務について、調達等合理化の取組の推進について）、調達等合理化計画の説明、調達に係る契約から検収業務について、契約規程・検査マニュアルについて再度の周知徹底等を図る等、不祥事の発生の未然防止・再発防止について内部統制の確立を図ることとする。</p>	<p>新たに随意契約を締結することとなる案件について、調達等合理化検討会において、会計規程や契約事務取扱規程などにおける「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受ける等、随意契約について内部統制の確立を図った。</p> <p>業務管理課長会議、会計経理部門の職員等の担当者会議等の開催の際に、総務省通知（随意契約に係る事務について、調達等合理化の取組の推進について）、調達等合理化計画の説明、調達に係る契約から検収業務について、契約規程・検査マニュアルについて再度の周知徹底等を図る等、不祥事の発生の未然防止・再発防止について内部統制の確立を図った。 また、平成26年度決算検査報告において平成19年度から23年度の研究用物品の購入に当たり、翌年度納入により購入を行った等と指摘された不適正経理については、外部有識者による第三者委員会における検証・提言を踏まえ、再発防止強化策を策定し公表するとともに、理事長訓示による注意喚起、担当課長及び担当者会議を開催し周知徹底を図り、不祥事の再発防止に</p>

	努めた。
自己評価の実施 調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実施等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。 主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。	調達等合理化計画の自己評価については、平成27事業年度に係る業務の実施等に関する評価の一環として、年度終了後に実施した。
推進体制 (1) 推進体制 本計画に定める各事項を着実に実施するため、総合調整担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。 総括責任者 総合調整担当理事 副総括責任者 総務部長 メンバー 企画調整課長 総務課長 会計課長 管財課長 (2) 契約監視委員会の活用 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。	平成27年度は、調達等合理化検討会を8回開催し、公募による1者応募となった事案の調達手続等や随意契約による事由の点検を行った。また、平成28年4月25日には当計画の実施状況・自己評価を検討した。 契約監視委員会を以下のとおり開催し、当計画の策及び自己評価の際の点検、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表した。 ①平成27年7月31日：当計画の策定（公表：平成27年7月31日） ②平成28年1月28日：理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件（平成27年度第1、第2四半期分）の事後点検（公表：平成28年3月14日） ③平成28年5月18日：理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件（平成27年度第3、第4四半期分）の事後点検及び当計画の自己評価の点検（公表：平成28年6月予定）
その他 調達等合理化計画及び自己評価結果等については、センターのホームページにて公表するものとする。 なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。	調達等合理化計画は平成27年7月31日FAMICホームページに公表した。自己評価結果については、今後公表する予定。

表 2-4-2 競争性のない随意契約となった契約内容と要因

契約内容	要因
ガス使用料（小平分室）	取扱業者が1に特定されるため（競争の余地がない）
上下水道使用料（小平分室）	
ガス使用料（神戸センター）	
上下水道使用料（神戸センター）	
ガス使用料（福岡センター）	
後納郵便	
恒温回転振とう機売買契約	
丸鋸盤2式売買契約	
全国消費生活センター情報ネットワーク回線等導入業務	
全国消費生活センター情報ネットワーク機器導入及び設定業務	

第3-1 保有資産の見直し等

表3-1-1 保有資産の必要性見直し結果

保有資産	利用度	保有の必要性等
農薬検査部（小平） 神戸センター 福岡センター	勤務時間常時利用	農薬検査部（小平）については、農薬の登録検査業務に必要な施設が備わっているため業務を行う拠点として必要。また、神戸センター及び福岡センターについては、全国に分散している事業者等を対象とした立入検査等を効率的に進めていく上で、近畿、中四国及び九州地域の拠点施設として必要。
岩槻ほ場	84%（使用日/365日×100）	肥効試験や連用試験を行うため必要
分析機器等 ・高額機器 ガスクロマトグラフ質量分析装置等 ・一般機器 ロータリーエバポレーター等	分析機器等の稼働状況調査により把握	分析機器等の稼働状況調査及び「FAMICにおける分析機器整備・管理方針」に基づき、必要性を判断し、必要のないものは保有資産から除却

表3-1-2 保有特許等とその必要性

発明の名称	利用状況	保有の必要性
生糸ずる節*検出方法および装置 * 生糸ずる節とは生糸の途中で著しく太くなっている部分のこと。織物等の表面に現れて欠点となる。 (H19年登録)	・業務における活用実績なし ・許諾実績(H20年)	現在、検査業務での活用実績はないが、ISO10において生糸電子検査方法の国際規格が発行されており、当該技術の活用の可能性があることから維持する必要がある。 なお、本特許については登録の維持に係る手数料が免除されており、保持に係る負担は発生しない。
被加熱処理動物性組織由来原料検出試薬 (H21年登録)	・牛海綿状脳症検査 ・許諾実績(H17年～H27年)	民間企業への許諾実績もあることから、引き続き維持する必要がある。
プライマー配列 (H20年, H23年, H24年登録)	・牛海綿状脳症検査 ・許諾実績(H15年～H27年)	同上
動物由来DNA検出用プライマー配列 (H27年登録)	・牛海綿状脳症検査 ・許諾実績(H21年～H27年)	同上
動物由来DNA特異的プライマー対 (カナダ国特許：H23年登録)	・業務における活用実績なし ・許諾実績なし	職務発明審査会において放棄することとした。(H27年9月決定)
動物由来DNA特異的プライマー対 (米国特許：H24年登録)	・業務における活用実績なし ・許諾実績なし	職務発明審査会において放棄することとした。(H27年9月決定)

第3-2 自己収入の確保

表3-2-1 自己収入額

項目	前中期目標期間金額	平成27年度金額	差額
検査等手数料収入	20,217 千円	12,755 千円	△7,462 千円
検定手数料収入	10,355 千円	9,628 千円	△ 727 千円
講習事業収入	12,883 千円	10,800 千円	△2,083 千円
その他収入	7,637 千円	10,897 千円	3,260 千円
計（自己収入割合％）	51,093千円(3.5)	44,081千円(3.3)	△7,012 千円

第3-3 法人運営における資金の配分状況

表3-3-1 主な経費の予算額と決算額の差額及びその主な理由

(千円)

区分	予算額	決算額	差額	差額の主な理由
業務経費	796,846	698,894	97,952	※1
一般管理費	542,592	508,343	34,249	※2
人件費	5,460,449	5,115,197	345,252	退職者数の減による差

※1 業務経費について

契約履行期限の制約による執行見送り、農林水産省の組織見直しに伴う平成27年度に限った一部業務の縮減などの外的要因が主な理由である。

※2 一般管理費について

合同庁舎分担金の実績額が予定額に対し大幅に下回ったことが主な理由である。

調査研究課題一覧

①肥料及び土壌改良資材関係業務

ア 肥料の分析法の開発及び改良に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
7	<p>(7) 誘導結合プラズマ質量分析法による汚泥肥料中の重金属(カドミウム、ニッケル、クロム及び鉛)の測定(平成27年度終了)</p> <p>[概要] 固形の汚泥肥料中の重金属(カドミウム、鉛、ニッケル、クロム)について、各種の干渉の有無を確認し、ICP-MS法による同時測定の適用を拡大することを検討した。Pb、Ni、Crは干渉等の影響により両方法間に強い相関は得られず、本法の適用は困難でありCdのみ固形汚泥肥料中のカドミウム含有量を測定するために十分な性能を有していることが確認された。</p> <p>[評価] 重金属4成分の適用拡大するという所期の目的に対し、カドミウムのみが適用でき他3成分は適用できないことが判明したことから、B評価となった。</p>
	<p>(イ) 誘導結合プラズマ発光分光分析法による(液状)肥料中の効果発現促進材の測定(平成27年度終了)</p> <p>[概要] 液状肥料中の効果発現促進材(Ca、Fe、Co、Cu、Zn、Mo)について、誘導結合プラズマ発光分光分析法による測定方法を検討した。また、既存の方法では測定困難な低含有量の効果発現促進材への適用を検討した。結果、測定方法が確立でき、低含有量の効果発現促進材への測定も可能となった。</p> <p>[評価] 新たに誘導結合プラズマ発光分光分析法による液状肥料中の効果発現促進材の測定方法を確立し、低含有量の効果発現促進材への適用という所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(ウ) 高速液体クロマトグラフ法による肥料中のビウレット性窒素の測定(平成27年度終了)</p> <p>[概要] 肥料中のビウレット性窒素について、高速液体クロマトグラフ法による測定方法を検討し、ビウレット性窒素のほか尿素性窒素等4成分についても同時測定可能となった。</p> <p>[評価] 新たに高速液体クロマトグラフ法による肥料中のビウレット性窒素の測定方法を確立するという所期の目的に加え、ビウレット性窒素のほか尿素性窒素等4成分についても同時測定可能となったことから、S評価となった。</p>
	<p>(エ) 高速液体クロマトグラフ法による有機質肥料及びそれを含む肥料中のメラミンの測定(平成27年度終了)</p> <p>[概要] 有機質肥料を含む肥料中のメラミンの測定はGC-MS法があるが、他の方法を検討する必要があったことから、高速液体クロマトグラフ法による有機質肥料及びそれを含む肥料中のメラミンの測定方法を確立した。</p> <p>[評価] 新たに高速液体クロマトグラフ法による有機質肥料及びそれを含む肥料中のメラミンの測定方法を確立するという所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(オ) 肥料中の有効成分の汎用的な簡易抽出方法の確立(平成27年度終了)</p> <p>[概要] 上下転倒式回転振とう機による抽出方法は肥料以外の分析法には用いられていないことから、これを用いない抽出方法の妥当性を検討した。結果、液状肥料中の水溶性りん酸、水溶性加里ほか5成分の抽出は簡易手振とう抽出で十分であることを確認した。</p>

<p>[評価] 上下転倒式回転振とう機による抽出方法を用いない方法の妥当性を確認するという所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
<p>(カ) 高速液体クロマトグラフ質量分析法による肥料中のスルファミン酸の試験法の共同試験による妥当性確認(平成27年度終了) [概要] 平成26年度は単一試験室での試験法の妥当性確認した。27年度は共同試験を実施して、試験法の性能を評価した。結果、平均回収率は肥料等試験法に基づく真度の範囲内であった。また、併行相対標準偏差及び室間再現相対標準偏差は肥料等試験法の併行精度及び室間再現精度の目安の1.5倍に入らないものがあった。 [評価] 共同試験を実施して、試験法の性能を評価するという所期の目的は達成しているものの、共同試験の結果は併行精度及び室間再現精度の目安を満たしていないことから、再度、性能の評価が必要とされた。評価はB評価となった。</p>
<p>(キ) 亜りん酸(塩)を含む固形肥料中のりん酸の試験法の共同試験法による妥当性確認(平成27年度終了) [概要] 平成26年度に検討したく溶成りん酸の試験法について、一部の肥料において測定溶液中の硫酸が定量値に影響を与えることが判明したため、試験法を改良し、単一試験室における試験法の妥当性を確認した。また、水溶性りん酸及びく溶成りん酸試験法の共同試験を実施し、試験法の性能を評価した。結果、肥料等試験法の性能評価基準の要求事項に適合していることを確認した。 [評価] 亜りん酸(塩)を含む固形肥料中のりん酸の試験法の共同試験法による妥当性を確認するという所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>

各課題の評価は、以下の基準による。

【評価の基準】 S：所期の目的を超える優れた成果が得られた。

A：所期の目的を達する成果が得られた。

B：概ね所期の目的を達する成果が得られた。

C：所期の目的を達するだけの成果は得られなかったが、幾分の知見が得られた。

D：所期の目的の試験を実施できなかった。

イ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
4	<p>(ア) 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積、作物への吸収試験 [概要] 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積及び作物への吸収について、供試作物にニンジン、ホウレンソウを用いて、データの蓄積を行った。(平成28年度継続) [評価] 評価には長期間のデータ蓄積が必要なことから継続とし、評価なし。</p>
	<p>(イ) 肥料認証標準物質の開発 (FAMIC-Cの調製) [概要] 肥料分析の精確性の維持に必要な肥料認証標準物質(FAMIC-C-12)について、平成28年6月に有効期限を迎えるため、水銀及び鉛について12試験室による再度共同試験を実施し、外部有識者5名からなる調製部会においてFAMIC-C-12-2として新たに認証値及び認証書の承認を受けた。(平成27年度終了) [評価] FAMIC-C-12の在庫本数が十分にあるため、その在庫品を用いて共同試験を行い認証値を確認し、再認証を行うという所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(ウ) 肥料認証標準物質の開発 (長期安定性モニタリング試験) [概要] 現在販売している肥料認証標準物質(FAMIC-A-10, FAMIC-B-10, FAMIC-C-12, FAMIC-</p>

	<p>A-13及びFAMIC-B-14)の長期安定性モニタリング試験を実施した。(平成28年度継続)</p> <p>[評価]</p> <p>肥料認証標準物質について、継続して長期安定性モニタリング試験を行い、安定性を確認するという所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(I) コマツナの生理障害確認試験(銅)</p> <p>[概要]</p> <p>植害試験におけるコマツナへの銅による生理障害を発生させ、その症状を観察・記録した。(平成27年度終了)</p> <p>[評価]</p> <p>コマツナに銅の生理障害を発現させた写真と症状等を掲載した資料を作成し、共有することによって、植害試験の判定の適正化に資するという所期の目的を達成したことから、B評価となった。</p>

各課題の評価は、以下の基準による。

【評価の基準】 S：所期の目的を超える優れた成果が得られた。

A：所期の目的を達する成果が得られた。

B：概ね所期の目的を達する成果が得られた。

C：所期の目的を達するだけの成果は得られなかったが、幾分の知見が得られた。

D：所期の目的の試験を実施できなかった。

②農薬関係業務

ア 農薬の人畜・環境への影響に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
6	<p>(7) EUにおける農薬使用者に対する曝露評価手法の調査</p> <p>[概要]</p> <p>EUの新たな曝露評価手法に関するガイダンス文書(Guidance on the assessment of exposure of operators, workers, residents and bystanders in risk assessment for plant protection products (2014 EFSA))の策定された経緯及び内容についてインターネットを通じて得られる情報を用いて精査し、従前の評価手法の内容も加えてとりまとめた。(平成27年度終了)</p> <p>[評価]</p> <p>EUにおける農薬使用者等への新たな曝露評価手法について、背景、詳細内容及び関連する技術情報を収集し、従前の評価手法と比較して取りまとめるという所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(イ) 後作物中の農薬濃度の推定法 — 圃場試験による検証—</p> <p>[概要]</p> <p>淡色黒ボク土の圃場において、後作物残留試験を実施し、後作物中農薬濃度と土壌から水で抽出される農薬の濃度(乾土当たりとし、水抽出農薬濃度という)との関係を調査した。また、当該圃場での水抽出農薬濃度の結果を用いて、昨年度で検討した水抽出農薬濃度の予測手法の検証を行った。[国立研究開発法人農業環境技術研究所との共同研究](平成28年度継続。共同研究者が日本農薬学会第41回大会において発表。)</p> <p>[評価]</p> <p>作物中農薬濃度と土壌から水およびアセトンを用いて逐次的に抽出した土壌中農薬濃度を比較し、後作物中の農薬濃度の推定にあたっては、水抽出法により測定した土壌中農薬濃度が有用であることを明確化でき所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(ウ) 土壌中動態試験における分解物の推定半減期算出方法に係る調査</p> <p>[概要]</p> <p>分解物の推定半減期(DT50)の算出法について、CAKE ver3.1、KinGUI ver2.1、ModelMaker4の3種類のソフトウェア及び公表されている土壌中動態試験のデータを用いて、親化合物の分解速度及び分解物の生成速度を考慮してDT50を算出し、ソフトウェアの実用性を調査した。また、分解物のDT50を算出するための動態モデルの組み合わせについて、決定係数等を指標として、より適合度の高い動態モデルの組</p>

	<p>み合わせを選択する方法を検討した。(平成27年度終了)</p> <p>[評価] 土壌中での親化合物と分解物の消長について、より適合度の高い動態モデルにフィッティングさせることが可能となり所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(イ) 農薬の河川一次生産者に対する環境影響評価手法の高度化の検討</p> <p>[概要] ホザキノフサモ生長阻害試験の検証については、試験環境を検討した後、シメトリンを被験物質とした試験を実施し、試験操作の難易度等を調査した。カワデシヤ生長阻害試験の手法開発については3種の除草剤を被験物質として3反復の試験を実施し、試験の再現性の確認を行った。(平成27年度終了。水草研究会第37回全国集会、第33回環境科学研究会において発表。)</p> <p>[評価] 2014年にOECD-TGに追加された高等植物(ホザキノフサモ)を供試生物とするOECD-TG239を実施し試験操作の難度、必要な試験スペース等を明らかにすると共に、カワデシヤの試験生物としての適性を明確化するという所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(オ) ミツバチ1頭を試料とした残留農薬分析法の開発及びミツバチの分業的な階層を識別する手法の検討</p> <p>[概要] ミツバチ1頭を試料とした分析法について、30頭を試料とした既存の手法をスケールダウンした手法を検討した。3種類の殺虫剤(クロチアニジン、エチプロール及びエトフェプロックス)を用い添加回収試験を実施し、分析法の妥当性を検証した。その結果、既存の手法と同等の精度で分析可能ということが示された。分業的な階層の識別は、翅の劣化状態、飛翔筋の色及び腸管の内容物の比較に関して検討し、有効な識別方法を見出した。(平成27年度終了。第33回農薬環境科学研究会、第41回日本農薬学会において発表。)</p> <p>[評価] スケールダウンすることによりミツバチ1頭毎の残留農薬量の測定を可能とすると共に腸管の内容物の色素により内勤蜂と外勤蜂を判別する方法を確立するという所期の目的を上回る成果を達成したことから、S評価となった。</p>
	<p>(カ) JMPRにおける畜産物の基準値設定手法の解析</p> <p>[概要] JMPRの作成している評価書から得られる情報から畜産物の部位別の最大残留量とその値から提案されている基準値案の関係を精査し、JMPRにおいて用いられている判断方法・判断基準等に関する調査を行った。(平成27年度終了)</p> <p>[評価] 予想飼料負荷量(MTDB)、最大残留濃度(HR)、脂溶性等とJMPRで提案される基準値(MRL)の関係性を明らかにするという所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>

各課題の評価は、以下の基準による。

- 【評価の基準】 S：目標を上回った
 A：目標を達成した
 B：目標を下回った
 C：目標を大きく下回った

イ 農薬等の品質・薬効等に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
4	<p>(7) 定性・定量が困難な有効成分の測定方法の改良に関する調査</p> <p>[概要] 定性・定量が困難な有効成分として界面活性剤4グループ(9化合物)を試料とし、LC/MSを用いた分析法を検討した。(平成28年度継続)</p> <p>[評価] LC条件の検討の結果、アセトニトリル、水系の移動相により今後の検討に繋がる、比較的良好な分離条件を得るといふ所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(イ) キャリヤーガスの違いによるキャピラリーGC分析結果への影響</p>

	<p>[概要] キャリヤーガスの違いによるキャピラリーGC分析結果への影響を調べるため、ヘリウム及び窒素を用いて、カラムの極性や内径、膜厚を変更して試料の分析を行い、影響を調査した。(平成27年度終了。日本農薬学会第41回大会において発表。)</p> <p>[評価] 窒素ガスをヘリウムガスの代替としてキャリヤーガスに用いることが可能であるとの情報を得るといふ所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(ウ) 集取品検査の合理化</p> <p>[概要] 集取品の分析に、CIPAC法で採用されているブラケット法の導入が可能か否か検討するため、見本品検査法による分析結果と比較・調査した。(平成27年度終了)</p> <p>[評価] 6種類の農薬製剤を用いて検討し、ブラケット法が見本検査法と同等の性能を持つことを確認するといふ所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(イ) 薬効・薬害試験の試験方法の調査</p> <p>[概要] 欧米等(EU、FAO、カナダ、オーストラリア、米国)の薬効・薬害試験方法についてインターネットを通じて得られる情報から詳細を調査し、日本における試験方法との比較を行った。(平成27年度終了)</p> <p>[評価] EPP0(European and Mediterranean Plant Protection Organization)及びFAOの薬効・薬害試験方法の詳細をまとめた上、個別事例について比較し、欧米と日本における薬効・薬害試験・評価方法の差を明らかにするといふ所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>

各課題の評価は、以下の基準による。

- 【評価の基準】 S：目標を上回った
 A：目標を達成した
 B：目標を下回った
 C：目標を大きく下回った

ウ 残留農薬の分析に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
1	<p>(ア) 残留農薬分析業務における分析法の検討</p> <p>[概要] 残留農薬分析業務における分析法の検討については、厚生労働省から通知されている「LC/MSによる農薬等の一斉試験法Ⅱ(農産物)」の米穀(玄米)において、妥当性の確認を行っていない10農薬について、LC/MS/MSによる測定方法の検証を実施した。厚生労働省の「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドライン」に基づき、3試験室(小平、横浜事務所および神戸センター)において単一試験室による妥当性評価を行ったところ、対象とした10農薬については、すべての試験室において妥当性評価の性能パラメータが、それぞれの目標値等に適合していることを確認した。(平成28年度継続)</p> <p>[評価] 「LC/MSによる農薬等の一斉試験法Ⅱ(農産物)」による米穀(玄米)での10農薬に関する残留分析の妥当性を確認するといふ所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>

各課題の評価は、以下の基準による。

- 【評価の基準】 S：目標を上回った
 A：目標を達成した
 B：目標を下回った
 C：目標を大きく下回った

③ 飼料及び飼料添加物関係業務

飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
2	<p>(ア) 植物性油かす類中のかび毒の液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による一斉分析法の妥当性確認(平成27年度終了)</p> <p>[概要]</p> <p>現在、飼料中の主たるかび毒のサーベイランス・モニタリングは、飼料分析基準に記載されている一斉分析法により行っている。一斉分析法の適用範囲は飼料となっているが、単体飼料のうち大豆油かす等の植物性油かす類を対象にした妥当性確認は実施されていなかった。このため、植物性油かす類を対象にした添加回収試験を行った結果、試料及び成分の組み合わせによっては回収率の低下等が認められた。このことについて、飼料分析基準の一斉分析法に注釈を追加する旨の改正案を飼料分析基準検討会に諮り、了承を得た。</p> <p>[評価]</p> <p>一斉分析法の妥当性確認のためのデータを得るという所期の目的を達する成果が得られたことからA評価となった。</p>
	<p>(イ) ほ乳期子牛育成用配合飼料中のモネンシナトリウムの微生物学的試験法による定量法の妥当性確認(平成27年度終了)</p> <p>[概要]</p> <p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく成分規格が改正され、抗生物質のモネンシナトリウムが新たにほ乳期子牛育成用配合飼料に使用できることとなった。配合飼料中のモネンシナトリウムの定量法として飼料分析基準に記載されている微生物学的試験法の適用範囲は牛用飼料となっているが、粗たん白質及び粗脂肪含量が比較的高いほ乳期子牛育成用配合飼料を対象にした妥当性確認は実施されていなかった。このため、ほ乳期子牛育成用配合飼料を対象にした添加回収試験を行った結果、妥当性が確認された。更に、飼料分析基準に記載されている液体クロマトグラフ法及び製造業者による管理分析に用いられる吸光光度法による定量法についても同様に試験を実施した結果、それぞれ妥当性が確認された。これらのことについて、飼料分析基準の該当する分析法にバリデーション結果を追加する旨の改正案を飼料分析基準検討会に諮り、了承を得た。</p> <p>[評価]</p> <p>微生物学的定量法の妥当性確認のためのデータを得るという所期の目的を超え、更に液体クロマトグラフ法及び吸光光度法も含めた優れた成果が得られたことからS評価となった。</p>

各課題の評価は、以下の基準による。

【評価の基準】 S：所期の目的を超える優れた成果が得られた。

A：所期の目的を達する成果が得られた。

B：概ね所期の目的を達する成果が得られた。

C：所期の目的を達するだけの成果は得られなかったが、幾分の知見が得られた。

D：所期の目的の試験を実施できなかった。

④食品表示の監視に関する業務

ア 生鮮食品の原産地等の判別技術の調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
5	<p>(ア) 元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析によるサヤエンドウの原産地判別法の検討</p> <p>[概要]</p> <p>平成26年度の結果を踏まえ、平成27年度は、測定元素数を増やし検討した結果、元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析を組み合わせた判別方法により、国産(105点)と中国産(50点)の判別は特異度99.9%、感度58.6%、事後確率92.3%、陽性尤度比589、国産とタイ産(30点)の判別は特異度99.9%、感度86.5%、事後確率95.6%、陽性尤度比1065となり、判別が可能であることを確認した。(平成27年度終了)</p> <p>[評価]</p> <p>サヤエンドウの産地判別法を確立するという所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>

(イ) 脂肪酸組成による養殖魚判別法の検討

[概要]

脂肪酸組成分析による養殖判別の可能性を検討したところ、ブリ、ヒラメ、トラフグについては判別が可能であり、クロマグロについては判別は困難であることが判明した。

ブリについて養殖試料29点、天然海域で漁獲された試料29点について脂肪酸組成分析を実施した結果、リノール酸とパルミチン酸の組成比を指標とした判別が可能であることを確認した。また、分析法の迅速化の検討を行い、従来のメチルエステル化に8時間かかるところを5.5時間に短縮した。(平成27年度終了)

[評価]

複数の魚種について判別法を開発するという所期の目的に対し、開発に至った魚種がブリのみであったため、B評価となった。

(ウ) DNA分析による日本産と外国産アサリとの交雑体の発生についての検証〔国立研究開発法人水産総合研究センター中央水産研究所（以下「中央水研」という。）との共同研究〕

[概要]

国内外の主要産地のアサリを入手し、ミトコンドリアDNAとマイクロサテライトマーカーにより分析を行い、外国産と国産アサリの交雑体の発生について確認した。交雑体について両マーカーの結果は整合性がみられなかった。現状では、原因を究明できる有望な手段がなく、交雑の有無の特定は困難と考えられた。

表示監視業務に用いているミトコンドリアDNAによる産地判別法の信頼性について、国産785点で検証したところ、一部地域を除き、誤判別の発生を懸念すべき状況にはないことを確認した。(平成27年度終了)

[評価]

交雑体の発生の検証及び現行検査法の信頼性の確認という所期の目的を達成したことから、A評価となった。

(エ) 元素分析による輸入アサリの蓄養期間の推定〔中央水研との共同研究〕

[概要]

外国産アサリを国内で蓄養した場合でも原産国判別ができるよう検討を行った。国産及び外国産アサリの蓄養を国内で行ったところ、生残率が低く、成長したアサリは国産1個体、中国産3個体のみであった。計4個体全てのアサリについて元素分析による産地判別を行ったところ、伸長した殻部分は国産と判別され、蓄養の真偽について判別の可能性が示唆された。中国産3個体の蓄養前の殻部分について、推定される産地が試料によって国産と中国産が入り混じった結果となったが、試料数が少なく原因は判断できなかった。蓄養前の殻部分の産地判別も蓄養期間を推定する上で重要であることから、平成28年度も蓄養実験を続け、試料数を増やし、元素組成の動態を調査する。(平成28年度継続)

[評価]

蓄養期間を推定するという所期の目的に対し、蓄養の真偽についての判別が、試料数が少なく蓄養前の殻部分について蓄養の影響が判断できなかったことから、B評価となった。

(オ) 軽元素安定同位体比分析及び元素分析による牡蠣の産地判別の検討

[概要]

牡蠣について、軽元素安定同位体比分析及び元素分析による産地判別の検討を行った。軽元素安定同位体比（国産23点、韓国産23点、中国産8点）について、瀬戸内海域産（17点）は、韓国産及び中国産に比べ窒素安定同位体比が高く、判別の可能性が示唆された。一方、宮城県産（6点）は、炭素安定同位体比が韓国産に比べて低く、判別の可能性が示唆された。また、元素分析（国産13点、韓国産11点、中国産5点）については、部位間差が大きかったが、エラについては、判別が可能であることを確認した。平成28年度は、環境や生育時期による差を確認するため、引き続き調査をする。(平成28年度継続)

[評価]

牡蠣の産地判別の検討において、測定部位による差を明らかにし判別の可能性を得るという所期の目的に対し、最も適した部位を確認すると共に、軽元素安定同位体比と元素分析による判別の可能性が得られ、所期の目的を達成したことから、A評価となった。

各課題の評価は、以下の基準による。

- 【評価の基準】 S：所期の目的を達成し、更に優れた成果がえられた。
 A：所期の目的を達した。
 B：概ね所期の目的を達した。
 C：所期の目的には及ばないが、幾分の知見が得られた。
 D：所期の目的の結果は得られなかった。

イ 加工食品の原材料、その原産地等の判別技術の調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
13	<p>(7) 軽元素及びストロンチウム安定同位体比分析によるそば粉の原料産地判別法の検討〔国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所（以下「食総研」という。）、一般財団法人日本穀物検定協会及び長野県工業技術総合センターとの共同研究〕</p> <p>〔概要〕</p> <p>そば粉の原産地判別法を軽元素安定同位体比分析により開発した。その結果、特異度99.92%、感度50.3%、陽性尤度比629の判別モデルが得られた。また、ストロンチウム安定同位体比と炭素安定同位体比を組み合わせることにより判別法の高精度化が可能であることを確認した。さらに、小麦粉を使用したそば加工品に適用できる前処理方法を確立した。（平成27年度終了）</p> <p>〔評価〕</p> <p>異なる判別法を組み合わせることにより判別法の高精度化を図るという所期の目的を達したことから、A評価となった。</p>
	<p>(4) ストロンチウム及び軽元素安定同位体比分析による乾しいたけの原料原産地判別法の検討〔食総研との共同研究〕</p> <p>〔概要〕</p> <p>原木栽培については、国産（42点）、中国産（16点）、菌床栽培については国産（20点）、中国産（21点）のストロンチウム安定同位体比を測定し、栽培法ごとに判別モデルを構築した結果、原木栽培は特異度99.3%、感度58.8%、陽性尤度比84となり、菌床栽培は特異度99.7%、感度41.2%、陽性尤度比137となり判別が可能であることを確認した。菌床栽培において国産（17点）、中国産（17点）の炭素及び窒素安定同位体比を測定した結果、判別の可能性が示唆された。原木栽培は元素分析法との組み合わせによる判別法を検討したところ判別精度が向上する可能性を確認した。（平成27年度終了）</p> <p>〔評価〕</p> <p>異なる判別法を組み合わせることにより判別法の高精度化を図るという所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(4) ネギのストロンチウム安定同位体比分析による産地判別の検討</p> <p>〔概要〕</p> <p>ネギについて、ストロンチウム安定同位体比分析を用いた原産地判別法の確立と加工品（カットネギ等）への適用の可能性を検討した。生鮮ネギ（国産106点、中国産31点）のストロンチウム安定同位体比を測定し判別モデルの検討を行った結果、特異度88.3%、感度67.8%、陽性尤度比6となり、国産の一部地域（長野県等）及び福建省産は判別できなかった。しかしながら、元素分析法との組み合わせによる判別法を検討したところ、判別精度が向上する可能性を確認した。また、カットネギとその原体（6点）のストロンチウム安定同位体比を測定し検討した結果、生鮮と同じ判別モデルの適用が可能であることを確認した。（平成27年度終了）</p> <p>〔評価〕</p> <p>ネギの産地判別について、判別できない産地を明らかにすると共に、生鮮の判別モデルの加工品への適用の可否を明らかにするという所期の目的を達成したことから、A評価となった。</p>
	<p>(1) DNA分析による米飯加工品の品種判別技術の開発</p> <p>〔概要〕</p> <p>DNA分析による米飯加工品の品種判別について、食総研が開発したSSRマーカーを用いた方法について検討を行った（特許 第5749466号）結果、10種類のSSRマーカーにより検査対象とする32品種を判別することが可能であることを確認した。表示品種以外の混入を検知するスクリーニングには、複数粒のバルク分析により検査の</p>

効率化が可能であることを確認した。(平成27年度終了)

[評価]

DNA分析による米飯加工品の品種判別と検査の効率化を図るという所期の目的を達したことから、A評価となった。

(f) 軽元素安定同位体比分析による落花生加工品の原料原産地判別法の検討

[概要]

落花生加工品について軽元素安定同位体比分析を用いた原料原産地判別法を検討した。その結果、加工の影響を前処理により軽減できることを確認した。また、国産15点、外国産19点の炭素及び酸素安定同位体比を測定した結果、国産－外国産で判別の可能性が示唆された。しかし、国産と外国産の分布は近接しておりの中率が低いため、ストロンチウム安定同位体比分析と組み合わせることで高精度化を試みる必要があることが分かった。(平成27年度終了)

[評価]

原料原産地判別法の適否を明らかにしたことに加え前処理法を確立し所期の目的を達成したことから、A評価となった。

(g) 元素分析による乾燥ひじきの産地判別の検討

[概要]

乾燥ひじきについて、元素分析による産地判別の検討を行った。その結果、国産68点、外国産64点(中国産(35点)及び韓国産(29点))の判別において特異度99.9%、感度67.1%、陽性尤度比530となり、判別が可能であることを確認した。また、中国産と韓国産の判別についても、特異度99.9%、感度71.6%、陽性尤度比514となり、判別が可能であることを確認した。(平成27年度終了)

[評価]

乾燥ひじきについて産地判別法を構築するという所期の目的に対して、判別法の構築までには至らなかったことから、B評価となった。

(h) 軽元素安定同位体比分析によるりんごジュースの原料りんごの原産地判別法の検討

[概要]

前処理法を確立した上で、国産52点、外国産53点の炭素及び酸素安定同位体比を測定し、国産－外国産で判別の可能性が得られた。ただし、岩手県産のうち糖度の高いものが中国産の分布と重なることから、糖度と炭素安定同位体比との関係について更なる検討を行う必要があることが分かった。(平成27年度終了)

[評価]

軽元素安定同位体比分析によるりんごジュースの原料原産地判別法を確立するという所期の目的を達成したことから、A評価となった。

(i) DNA分析における簡易DNA抽出方法の検討(前処理法)

[概要]

現在実施しているDNA分析は、食品からのDNAの抽出は市販のキットにより行っているため、DNA抽出の時間等の省力化を目的に、簡易なDNA抽出法の適用の可否を検討した。その結果、アサリ、シジミ、アジ加工品については、DNA抽出に要する時間が現行の1/3程度(分析に供する検体が16～96検体の場合)に短縮し、キットでDNA抽出を行った場合と同等の分析結果が得られ、適用が可能であることが確認された。(平成27年度終了)

[評価]

現在検査を実施している品目について簡易DNA抽出方法を確立するという所期の目的に対して、適用可能を確認した品目は3品目のみであったことから、B評価となった。

(j) リアルタイムPCRを用いた判別法の検討

[概要]

リアルタイムPCRを用いて、原材料として一定量以上使用の有無の判別法について検討を行った。和菓子等のあん中の他の豆類については、判別の可能性が示唆されたが、検査法の確立には至っていない。餅中のコーンスターチについては、低濃度での混入判別は困難であることを確認した。

また、国産水稻品種100%の餅中の陸稻の検出については、国産水稻品種とタイ産陸稻品種で遺伝子型の違いを確認した。国産水稻こがねもちとタイ産陸稻では増幅に違いがあり、混入判別の可能性が示唆された。(平成27年度終了)

[評価]

リアルタイムPCRを用いて検査法を確立するという所期の目的に対して、検査法の確立には至らなかったものの、研究目的に必要な検討は行ったことから、A評価となった。

(コ) バルク分析によるDNA分析の省力化の検討 (DNA分析効率化)

[概要]

コシヒカリ100%使用が表示された米飯加工品の原材料米の品種判別について、現行の方法は、1商品につき20粒を1粒毎に1試料として分析しているが、コシヒカリ米飯19粒に他品種として9品種のうちいずれかの米飯1粒を混合した模擬試料を60試料分析したところ、いずれも他品種の混入を検知できる結果が得られバルク分析法による省力化が可能であることが確認できた。(平成27年度終了)

[評価]

複数品目についてバルク分析による省力化を検討するという所期の目的に対して、十分な検討ができた品目は米飯加工品のみであったことから、B評価となった。

(カ) 軽元素安定同位体比分析のためのたんぱく質抽出による前処理法の検討〔食総研との共同研究〕

[概要]

軽元素安定同位体比測定のための溶媒抽出による食品中のたんぱく質抽出方法の検討と、加工による影響の大きさの成分別検討を行った。小麦加工品から溶媒抽出したたんぱく質を測定試料とする前処理方法を確立し、小麦粉はたんぱく質を測定した場合でも原料原産地判別が可能であることを確認した。小麦加工品中のたんぱく質及びでん粉の炭素・酸素安定同位体比を原料小麦粉と比較したところ、加工による影響の大きさはたんぱく質の方が大きいとの結果になった。(平成27年度終了)

[評価]

加工食品のたんぱく質抽出による前処理法を確立するという所期の目的に対して、たんぱく質抽出の可能性について有用なデータが得られた品目は小麦加工品のみであったことから、B評価となった。

(シ) ストロンチウム安定同位体比分析の加工食品への適用可能性の検討〔食総研との共同研究〕

[概要]

野菜試料における部位間の差がないこと、乾燥による影響がないことを確認し、カットされたもの、乾燥されたものについて適用可能であることを確認した。水煮加工について既報のタケノコ水煮の軽減法の効果が限定されることを確認した。タマネギ、タケノコ水煮において簡易抽出でのストロンチウム安定同位体比測定法を検討し、簡易抽出でのストロンチウム安定同位体比分析が可能であることを確認した。(平成27年度終了)

[評価]

加工食品への適用可能性の検討という所期の目的に対して、効果的な水煮加工の軽減法を検討できなかったことから、B評価となった。

(ス) GM大豆2系統 (LLS及びRRS2系統) の定性分析法の検討

[概要]

従来法 (RRS系統検知法) では検知できない遺伝子組換え (GM) 大豆 (LLS系統及びRRS2系統) の検知法について、FAMICでの導入の適否について検討を行った。大豆加工品196点について従来法と両系統の検知法を実施し、陽性率を比較したところ、LLS系統検知法及びRRS2系統検知法はFAMICにおける検査法としての導入が急がれる状況にはないと考えられた。(平成27年度終了)

[評価]

LLS系統検知法及びRRS2系統検知法の検知法導入の適否を明らかにするという所期の目的を達成したことから、A評価となった。

各課題の評価は、以下の基準による。

【評価の基準】 S : 所期の目的を達成し、更に優れた成果がえられた。

A : 所期の目的を達した。

B : 概ね所期の目的を達した。

C : 所期の目的には及ばないが、幾分の知見が得られた。

D : 所期の目的の結果は得られなかった。